
令和3年 第1回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第7日）

令和3年3月18日（木曜日）

議事日程（第7号）

令和3年3月18日 午前8時58分開議

日程第1 報告第1号 議会委任による専決処分の報告について

日程第2 議案第31号 令和3年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 報告第1号 議会委任による専決処分の報告について

日程第2 議案第31号 令和3年度吉賀町一般会計予算

出席議員（12名）

1 番 桑原 三平君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 松蔭 茂君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君

税務住民課長 …………… 棚木 昭典君 保健福祉課長 …………… 永田 英樹君
産業課長 …………… 山本 秀夫君 建設水道課長 …………… 早川 貢一君
柿木地域振興室長 …………… 山根 徳政君

午前 8 時 58 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 報告第 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1、報告第 1 号議会委任による専決処分の報告についてを議題として報告を求めます。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） おはようございます。改めてよろしくお願いいたします。

それでは、報告第 1 号議会委任による専決処分の報告についてでございます。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。令和 3 年 3 月 18 日提出、吉賀町長岩本一巳。専決処分書でございます。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決する。令和 3 年 3 月 15 日、吉賀町長岩本一巳。

記。

損害賠償の額を定めることについて。

1、損害賠償の額、3 万 3,000 円。

2、損害賠償の相手方、岩国市在住個人。

3、事故の概要、令和 3 年 1 月 29 日、午後 6 時 15 分頃、相手方車両が町道初見河津線（初見から金山谷の間）を走行中、路面にあった落石に乗り上げ、バンパー等が損傷したものでございます。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） おはようございます。

それでは報告第1号につきまして説明を申し上げたいと思います。

事故の概要につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

事故発生後におきまして、互いが加入しております保険会社間で協議を進めてまいりました。車両の修理代といたしましては、11万円ということになりまして、さらに過失割合でございますが、役場側が30%、それから相手方が70%ということで示談が成立をいたしました。したがって30%の3万3,000円、これが損害賠償の額となるというものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（安永 友行君） それでは、報告ではありますが、質疑があったらそれを許します。よろしいですか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 島根県の県道、国道もですが、先般、邑南町でしたか、死亡事故があつて落石で、道路の落石防止をものすごく工事をやっておりますが、ここの町道で私も時々上がってみるのに石がやはり山側に落ちておるところがありますけれど、その辺のこれは車の事故だけですが、今後、人身事故でも起こるという可能性もあるわけですが、その辺の今後の対策としては何かお考えかどうか、その辺のことをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今回の事故におきましては、山側からの落石でございました。初見河津線、狭い道でございます。山間部でございます。それから狭隘な道ということで非常に管理等も苦慮しておるところでございますけれども、全体をなかなか、のり面保護していくということは難しゅうございまして、管理のほうを徹底をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、事故が発生をいたしました関係もございますけれども、この時期は霜崩れ、それから今年はイノシシもやはり多うございまして、イノシシが山を掘るために落ちてくるという状況がございましたので、霜崩れ等、落石等の除去の作業をさせていただきました。そういった状況で点検等を密にしながら、今後また事故が発生がないように注意をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 過失相殺で3割をこっちが見ないといけんということなんですけど、石の大きさとか、車がよけられなかったとか、そこら辺のことをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、過失相殺の割合ということであります。実際にその相手方との話、協議、交渉といいますが、そうした部分については、双方が保険会社を通しておりますの

で、そこにどういう話の中でそうなったというのはちょっと保険会社に任せているというところがあります。

割合の定め方なんですけれども、これにつきましては保険会社のほうが決められたというか、当然、相手方の納得の上でそういうふうな決め事になったということでありまして、こうした事故の場合にはこういった割合になるのが妥当というところでの最終的な結論ということだろうというふうに思っております。

それから石なんですけれども、事故後どうも……、石そのものを写真を撮ってはおらずに、被害に遭った車両から推測をいたしますと、恐らく10センチ以上はあったんだろうなということとは読み取れる車の損傷具合であります。こちら辺については保険会社さんのほうに聞けば分かる部分はあるかなと思いますけれども、そこまでは今承知はしていないというところでございます。

○議長（安永 友行君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑はこれで終わり、本案は報告をもってということでございますので、これで終了いたします。

日程第2．議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第31号令和3年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本案については、質疑が保留してありますので質疑を行います。先般、上程した際に細分化して歳出と歳入で7つに分けて行いましたが、本日もそのようにして質疑を行いたいと思います。

まず、最初に歳出の議会費及び総務費、ページ30から50及び120ページ以降の質疑を行います。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 資料のほうでお聞きをいたします。

町議会定例会参考資料の40ページ、予算書のほうでは39と40というふうになっておりますが、ここにあります新規の分で主な事業概要に新規の2件、町内5か所の公民館へ会計年度任用職員5名の配置と地域づくり事業として出ております。そのうち地域づくり事業のほうで、各公民館の行うことについてどのような形を想定されているのか。また中央公民館のほうですか、その点、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。お答えいたします。

資料の40ページの新規事業のこの地域づくり事業の委託事業のことということでお答えいたします。

この地域づくり事業の委託事業につきましては、令和2年度も実施をしているわけですが、

これまでは地域づくり事業ということで企画課のほうで実施させていただいていたんですが、公民館を核とした地域づくり事業ということで令和3年度は教育委員会のほうで予算を上げさせていただいております。そういった関係で新規という形にしております。

こちらのほうの事業に関しては、町が委託をして実施するもので情報系の委託費であったりだとか、いろいろな地域づくりのためのワークショップのツールであったりだとか、そういったところの内容が主となってきます。各公民館がというのではなくて、町のほうでお願いをするというような事業でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 予算書は38ページの総務管理費の007番号法関連システム運営管理費でシステム改修委託料ということで、参考資料は38ページですが、いわゆる個人番号カードのことなんですが、今、システム改修ということになっておりますが、この個人番号カードにそれぞれ健康保険とか、いわゆる保険証の代わりをするとか、また取扱い銀行を一括にするとかいうようなことも言われておりますが、その後について今どのような状況なのか。そして住民がこの個人番号カードを申請しなくてはいけないのか。どうしてもしなくてはいけないのかどうか、そのあたりについて進捗状況と個人番号カードの方向について分かれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 個人番号制度に関係いたします御質問であります。大変申し訳ありません。全体としてこれがどういう進捗状況、あるいは進捗率というようなところ、そうしたところは今はちょっと承知はしておりません。といいますのが、これ自体は国が主導しておるものでございます。刻一刻というか、年々いろいろなシステムがその個人ナンバーというものにこう連携をしていくというようなことで、どちらかという国の方で推し進められているのに私ども自治体のほうがそれに合わせてそれぞれのシステムを構築していくというような、こうした流れでございます。

それと、このマイナンバーカードというものをお持ちくださいということ、これについては持っていただきたいということがそれは確かでございます。これについても国が言っておりますとおり、様々な情報がそこに連携されるということで、結果的に住民の皆さんに対するサービスの向上につながるというようなことでもあります。なかなか全体像として、今まさにいろいろなことが動いておる最中ということもございますので、なかなか個別具体的にこれがこう、これが何%の進捗率というようななかなか表現が難しいというところがありますけれども、状況としてはそういうふうなところでございます。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（棚木 昭典君） 個人番号カード、マイナンバーカードの担当をしております税務住民課として、先ほどの件につきまして少し補足をさせていただきます。

現在のところ、昨年からのマイナポイントというのを国が今進めておりまして、マイナンバーカードをつくりますと5,000円分のポイントが付与されるということで昨年から進めてまいりまして、昨年の時点で600件ぐらいだったものが現在のところ900件を超えていると。申請に至っては1,121人ということで、これが令和3年1月末の数字でございますが、それぐらい今伸びてはおります。町としましては、国の進めておりますこの個人番号カードにつきましては、啓発等を依頼されておりますので、昨年の12月、お知らせ版で啓発をさせていただいたところです。ただ、今議員が言われたように、強制力とかそういったものはないですので、お勧めはしますけども、今のところは個人の意思によってつくる、つくらないというような形で進んでおるのが実態でございます。ただ、こういったマイナンバーカードをつくりますと、例えば税の申告であったりとか、それから先ほどありましたけども、将来的には保険証であったりとか、免許証とかとひもづけをするということで利便性が図られるというようなことがありますので、今後も啓発につきましては、税務住民課としては取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどの11番議員の関連なんですが、資料で40ページの教育委員会の新規事業で町内5か所の公民館へ地域おこし協力隊を新たに5名配置するという案ですが、どういう要項で募集をするのかということと、それと今おられる主事は社会教育を担っているわけですが、今度来られる方の、各地域でいろいろなやり方があると思うんですけど、そこら辺の裁量は大枠は町全体で大枠の網をかぶせて、活用と言ったらちょっと語弊があるんですけど、その主事さんを使うというのは、各公民館の主体性に任せるのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。分かりますかね。ちょっと言い回しが悪かったかも知れませんが。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 各公民館への新たな主事の配置なんですけども、まだ細かい具体的な募集要項というのはまだつくっておりませんけども、基本的には地域づくりを担うようなこの人材を募集したいという趣旨でございます。それで実際の運用については、あくまでも建前としては公民館主事というところで雇用をするわけなんですけども、業務の内容としてはやはり地域振興であったりとか、そういったところも一緒にやってもらうと。現在おります主事については、これまで公民館に限定した業務をやってもらっておったわけなんですけども、ただ、2人体制になりますとどちらの主事がどっちの業務をやるというような分け隔てをするのはなかなか難しいというふうにも思っております。その辺の裁量につきましては、各公民館ごとでやはり取り組みも変

わってくると思いますんで、ある程度、公民館長さんにその辺の裁量は任せたほうがいいのかなというふうに今思っていてまして、新年度入りしましたら館長主事会が開催されますんで、その辺のお話もさせていただこうかなとは思っています。もう現在のところで、ある館長さんに至ってはその辺ももう考えておられる館長さんもおられまして、現在おる主事にも地域づくりを担うような業務をやらせたいというふうに考えておられる方もおりますし、人にもよると思いますんで、それぞれのやっぱり公民館主事さんも特性を持っておられる方がおりますんで、そういったところを見極めながら対応していく必要があると思います。したがって、今までの主事さんは今までやった業務に限定してやってもらうというようなことは今の時点では考えておりません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどのマイナンバーカードの件でちょっとお聞きしたいんですけど、今さらという思いもするんですけど、個人情報載っているんで、もし漏れた場合の責任は町にあるのか、国にあるのか、また補償とかそういったことを、分からん部分もあるかとは思いますが、分かる範囲で結構なんですけど。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

基本的にはマイナンバーカードも個人の所有物ということになりますので、個人で管理をしてもらうというのが大原則でございます。例えば国が管理しているマイナンバーカードのコンピューターから情報が流れたとかいうことになると当然それは国の責任ということになるんでしょけども、町がそういうものを漏らすということはありませんので、というのはシステム上、国とカードが直結しておりますので、特に町については責任を負うということはないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 予算書41ページなんですけども、参考資料44ページ、004のええもん知ってもらおうプロジェクト事業のことなんですけども、参考資料のほうで歳入予算は指定寄附が1,000万円という予定ですが、その中にはこれで返礼品とかは280万円とかあるわけなんですけども、これは実際に今、業者さんと言ったらおかしいんですが、しているものもありましょうし、農家さんが作ったようなものもあると思うんですけど、その辺がどのぐらいの比率で何件ぐらいあるものかということと、まちづくり計画の中に施策として①で効果的な行財政サービスの推進とあるんですけども、どういったことを具体的に推進されるのかお知らせください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 2つほど御質問がございました。1つ目のふるさと納税に関連しま

して、返礼品の率と今返礼品として商品といいますか、それを構成しているものがということなのですが、大変申し訳ありません、今その部分について手元にないのでお答えができないんですけれども、現在ホームページで返礼品の数ということで表しておりますのは79品目ということになります。ただ、これ品目と申し上げましても、中にはいわゆるサービスの部分があります。これも新しく商品というか、そうしたサービスメニューとしてラインアップさせていただいておるものですが、なかなかそうしたものについては、その返礼率というふうな返礼品の比率というのがなかなか言い表せない部分があります。サービスというのは、吉賀町にあるお墓の清掃とかそうしたものを指しますけれども、そうした状況がありますが、一様に今これまでも申し上げておりますとおり、総務省が示しておる率ですけれども、3割以内というのがあるかと思えますけれども、そうしたものが設定される商品についてはそうしたものを基準に行っているということで御理解をいただければというふうに思います。

それからもう一つ、行財政サービスの推進というのが、これが資料のほうで書き表されているかと思えます。これはまちづくり計画の中でこの事業が該当するところはこうしたところが該当する、主に該当するというで書き表しております。行財政サービスの推進の中に幾らか枝分かれしていろいろなことが書かれておるんですけれども、その中にいわゆる自主財源の確保というようなそうした内容も書き表されておりますので、そここのふるさと納税の部分に関連してくるということで、参考資料のほうにはこういう表現をさせていただいたというところで見ただけだと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） そうすると、サービスの中に暮らしに密着したサービスをということは、要望は今後高齢者になって都会に若い人が出ていってということになると実家のほうの、というようなことをサービスしてくれというようなことが起きるかと思えますから、そのことについてはどんどん推進していくべきだと思いますし、それと先般、町長の答弁の中で新たな製品が今79品目と言われましたけれども、どんどん新しいものがというより、組合せをすることによって好評だというような話もありましたけれども、それも一つなんですけれども、やはり生産者さんが作るものの中で新たに商品化してそういうものに返礼品として使えば地域の高齢者の方も所得向上につながっていくというようなことと生きがい対策ということにもつながると思いますので、その辺も地域商社が今後どうなるかは分かりませんが、そういうところで品目の数を増やしたりというようなやはり創意工夫ということをして、どんどん増加する方向を推進してほしいと思います。

それと、このふるさと納税と合わせてということで、昨日も一般質問の中でも言ったんですけ

ども、マンホールの件なんですけども、私は40万円という価格設定が果たしてふるさと納税に使ったりとか、基本的には下水道とか水道のほうへ毎年その事業に使うというようなこともありましたが、先日は町長の答弁の中で非常にいいアイデアで町の建設水道課が発案したんだと。その中では今協力隊で来ている浜口さんのほうも協力があってこういうことができたというお話もありましたが、実際問題、そのことが現実味があるのかどうなのかちゅうところを私は一つ疑問に思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 昨日の一般質問の際にもお答えをさせていただいた部分もありますけれども、このふるさと納税の取り組みにつきましては、今後また総務課と産業課と連携させていただきまして、申し訳ありませんが昨日とまた繰り返しになってしまいますけれども、既存商品のブラッシュアップというところ、それから新規の商品開発、さらにはそれに関わって情報発信をさらに強化していくというふうに申し上げました。御指摘、御意見を頂戴した部分で今、商品としてラインアップしているそれぞれについて、またそうした御意見も参考にさせていただきながら、実際に寄附をされる方が見てどうなのかというところを、これが一番大事だろうと思いますので、そうした部分で申し上げますと、先ほど申し上げたブラッシュアップというところになってくるといふことになるかと思えます。そこら辺を含めて今後また取り組みを強化してまいりたいというふうに思っております。

それから、町長も答弁で申されましたけれども、組合せであったり、見せ方であったり、そうしたことの工夫もさらに必要なんだろうと思います。見せ方という部分でいけば、目に留まるというふうに端的に申し上げればそういった部分もありますので、幾らか思い切った商品というか、返礼品というか、そういう部分もあってもいいんじゃないかなとは思っております。いろいろ幅広に考えさせていただいて、これから取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 幅広にということはもちろんいいんですけども、私はマンホールにこだわっているわけではないんですけども、40万円という設定が果たして一般受けするかどうか、この御時世にですね、その辺のところはどういうふうに検討されたのかなと思うんですが、お答えいただければと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 手元に詳細な資料を持ってございませんので、詳しいことについてはお答えできないかと思えますけれども、金額の設定につきましては、マンホールをつくっていただく会社に見積りを取りました。名前を入れたい、それからつくりたいときにどう単価が

かかりますかというところで、その単価を設定をするところで返礼品との兼ね合い等を乗せて設定をしているということです、つくる場合にはつくるお金が、それから名前を入れたりするときにもその辺のどのぐらいの金額がというところで業者との見積りの中で金額設定をさせていただいたというところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） すみません。繰り返すようで申し訳ないんですが、先ほどの公民館主事の件で議論がありましたが、先日の上程の日も私、現役の公民館長さんが主事は1人で十分だというふうにはほとんどの館長さんが言われておるということで質問しましたが、教育長はそういうことは館長主事会議では出なかったという答弁されましたが、先ほど仕事においては館長の裁量に任すという答弁をされましたが、現役の館長さんがうちは1人で十分だというふうに言われるところについては、裁量に任すということは、その公民館においては主事さんは1人ということで済みますということなんでしょうか。先ほど裁量に任すというふうに言われましたが、公民館長さんは1人で十分だという館長さんも多いんですよ。だからその辺をちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 公民館主事の採用に関して館長さんに任せると言ったのではなくて、その事務分掌をある程度、公民館長さんの裁量にお任せするというところでございまして、2人目の主事を雇用するということは、今までの業務より明らかに業務が増えるわけですので、それを1人で全てをやってくださいというわけには私どもとしてはいかないということです、そういったところで2名体制にしますよということでございます。したがって、2名体制は原則それをするということでございまして、裁量をある程度お任せするといったのは、事務分掌のことでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それでは質問を変えます。

参考資料の49ページのここに、予算書では44ページですが、タクシー助成事業補助金ということで91万2,000円、新規事業で上がっております。これ参考資料を見ますと新規のところ立河内・幸地地区ということで、恐らくこれデマンドバスが走らないところの地区だと思うんですが、このタクシー助成金について、もう少しどういうことが対象になるのか、詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） タクシー助成事業の詳細ということで説明させていただきます。

この助成事業は、新規とはなっておりますが、既に実証実験として立河内・幸地地区、木部

谷・大野原地区でもう実証しているものでございます。65歳以上の方で運転免許証を持たない方につきまして、立河内・幸地地区でしたら六日市の中心部へ、木部谷・大野原地区でしたら柿木の中心部へ、毎月5回の、往復ではございません、5回分の片道分の助成をするものでございます。

背景としましては、先ほど議員の述べられたとおり、立河内・幸地地区におきましては、デマンドバスの運用というのが非常に困難な地域でございますので、道路事情や立地条件等困難な地域でございますので、このような対応をしたところということでございます。

一方、木部谷・大野原地区におきましては、これまでデマンドバスを運行しておりましたが、1人当たりの運行賃が非常に高額となるということで、やはりタクシーの利用のほうが経費的に効率的だろうということでこのような実証実験を行ったところ、実際に経費的にもかからずに実証実験の結果が出ましたので、引き続き実施するものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 38ページの吉賀高校支援事業費について、参考資料は39ページですが、この資料の中にも学校データ、平成2年5月現在と書いてありますが、予算書であるのでもう高校の入試の合格発表も終わったことで、令和3年度の生徒、あるいは多分40名の定員になっていないとは思われますが、そしてまたこのしまね留学生、21名って書いてありますが、21名が今現在、寮におるわけだと思いますが、そうした来年度の資料についての予算じゃないかとは思いますので、その資料について分かればお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 令和3年度、来年度における吉賀高校の生徒数というところであります。

先日来、こう試験が実施されておるところでありますけれども、いわゆる中高一貫の関係で特別選抜という町内の生徒が入る枠、選抜される枠が20名ということがあります。これは20名で決定されました。それからいわゆるしまね留学という県外枠と言っていますけれども、ここが10名の枠があります。これは10名で決定でございます。その後いわゆる一般試験という試験がありました。これが3名の応募があったようでして、これが3名が決定されたということ。そして、申し訳ないんですけど、今の直近の状況なんですけれども、もう一回、これは学校側がどう判断されるかなんですけれども、もう一度、2次募集という形の試験を行うかどうかという、こういうタイミングに今入っているというところであります。来年度の新1年生に関して、今、したがって33名が確定しておって、あとは学校側が2次募集を行うかどうかというふうなところ、こういう状況が今、入学生、新年度の入学の状況というところでございます。

それからもう一つ、予算の、これ全体の話かなと思いますけれども、特に生徒の数、県外から来られる、あるいは遠方から来られる、県内でも遠方から来られる生徒もおりますので、そうした部分がこう関係する部分につきましては、後に出てまいります教育費のほうでサクラマス交流センターの運営経費というのを計上させていただいております。特に予算が、生徒数に関して予算が関係するのはそこが大きいところだろうかというふうに思います。今見ていただいております部分で生徒数が関係するというふうなところでいけば、当然、研修補助金であったり、そうしたことは関係はしてまいりますけれども、特に関係するのは、後の教育費のサクラマス交流センターの管理運営経費、そうしたところが関係を、入学状況が予算に関係してくるということがあるかと思います。

もう1点、つけ加えておきます。予算書は39ページの右側ですけれども、ここに幾らか補助金を載せておるかと思えます。その中に通学費の補助金として672万円の予算計上がありますけれども、これもバスで通学される生徒に向けての補助金ということになりますので、新年度新しい1年生がどこからバスで乗って通われてくるかというふうなところも、幾らかその予算には影響が出てくるとういうふうなところで見いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この少子化の傾向は続く中、なかなか吉賀高校の定員を満タンにするということも難しいとは思いますが、そうした高校との定員をやってよそから留学生を集めてでもというふうな話合いということは町としてもそういう話合いには現在乗っているわけですね。その辺、確認です。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 町の意向がどこまで反映されるかということもありますけれども、最終的には県教委、それから高校本体がそこについては決定をされることではあります。実際に一昨年までは県外枠と言われておるところについては8名でありました。今年の試験の際にはそこを2名ほど増やしまして10名というふうにしています。これは県教委といいますか、高校本体のほう町内の中学3年生の生徒数、そうしたものを見ながらさらには実際に試験に入るまでにいろいろな取り組みをなされています。もちろんそれは支援室のほうも一緒にやりますけれども、いわゆる学校案内、学校に来ていただいて学校を見ていただくというふうなことを年数回やられておりまして、そこら辺の言わば応募するであろう状況を見ながらそうしたことをされています。その過程において、当然、我々も一緒になって生徒募集活動をしますので、意見交換はしているとういう状況でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（６番 大多和安一君） 議案書でいえば４１ページの後半かな、００３エネルギー対策事業費、参考資料では４３ページにあります、太陽光発電と太陽熱利用設備と木質バイオ熱利用設備ということになっておりますが、まず木質バイオ熱利用設備というのはストーブでいいのかどうなのかということをお聞きしたいのと、それからもう一つ、企画課所掌なんですが、吉賀町は水源の町ということで銘打っておりますが、先日の一般質問で同僚議員が質問しましたが、まずこの水力を利用した発電について、ここに出てこないのかということちょっと、そういうところを検討しているのか、いないのかということも含めて回答を願いたいと思います。

○議員（１０番 庭田 英明君） 関連でお願いしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 今の６番議員の関係。

○議員（１０番 庭田 英明君） はい。

○議長（安永 友行君） １０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 私もこの件に関しては後ほど質問をしようと思ったんですけど、今質問が出ましたので、ついでに関連として質問させていただきます。

実は、これ柿木の手作り自治区で小水力の検討をしようという話がありまして、これが実現をしました。手作り自治区が特別関わったという事案ではないんですけど、個人の方がかなり努力をされまして、この地球環境基金というのが１２０万円出たそうですが、それを活用して大井谷に水源から１１０メートルのパイプを引きまして、それで落差が１３メートル、発電量が１５０ワットであります。実際に設置にかかった費用が７０万円少しで、１５０ワットといいますと冷蔵庫が常に稼働している、できている状態だそうであります。それで縁パワーしまねやコアラッチなどの協力も得てやったわけなんですけど、今、実行委員が柿木自然エネルギー学校実行委員というのになっていますけど、こういうのを先般も一般質問でも出ていましたけど、これは大井谷の加工所があるんですけど、そこで使います。こういう施設が集会所とか公設の施設がある場所でないとなかなかその線を引っ張っていくというのは難しいわけでありまして、そういう施設の近くにこういうのを設置してやればまた集会所の負担も少なくなりますし、ましてや今、鳥獣被害で電柵などをやっていますけど、それなどはこういうのをやれば経費がかからなくて済むわけですので、ぜひ今の６番議員との質問と合わせてもう少し持続可能なまちづくりをするべきだと、毎回毎回、県からの補助金の事業だけで横滑りをして予算を出すようなことではなくて、この小水力なんかもぜひ検討するべきだと思いますし、合わせて言いますと、今日大変いい天気なんですけど、このぐらいの天気でしたら水を上げておいたら二、三十万円の温水器で十分風呂なり、台所のお湯は利用できるわけですよ。３月から、今は性能がよくなっていますので、ちょっと日が差せば真冬でも結構な温度が沸くような性能になっていますので、こういうものを町単としてぜひ考えていくべきだと思います。それは住民の電気代の節約にもつながって家計もそれ

だけ楽になるわけですので、そういうことも考えていくべきだと6番議員の質問に合わせて質問をいたします。

○議長（安永 友行君） 合わせて回答してください。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、今の予算計上しておる事業につきましては、住宅用太陽光発電設備への補助、木質バイオマス熱利用設備への補助、これは先ほどのとおり、木質バイオマスを使ったストーブを対象としているものでございます。

それと太陽熱利用設備、これは今のソーラーシステムということで太陽熱を給湯または冷暖房等に利用する設備としておりますので、今の状況では先ほど10番議員からありましたお湯を貯留してお風呂だけに使うというシステムは今は対象にしていないのが今の制度でございます。

小水力発電につきまして、対象とするかしないかの検討はまた別としまして、これまで意見として小水力発電に対してアクションがなかったものですから、そのところは今のところは検討していない状況ではございます。ただ、過去、ちょっと記憶で申し訳ございません、五、六年前だったと思いますが、島根県全体で小水力発電の設備ができないかということで町内の調査をしたことはございます。その中で候補に挙げたのが、田野原の金山谷からずっと引いておる水路、それと各、例えば高尻上流の堰堤、柗谷にある堰堤、それと各用水路、いろいろ検討して現地調査とかをいろいろしているところでございます。いずれの場所におきましても水量が不安定ということで、営業するための水力発電は設置がなかなか困難で適当な場所がなかったというふうにそのときの調査では記憶しておるところでございます。

先ほども申し上げましたが、小水力発電設備については、本当に小さいものについては今のところ検討いたしておりませんが、御意見ということで承りたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の件に関して県のほうの事業でもありますけれども、県に対して今10番議員が言われたようなものというのは太陽熱、太陽光でお湯をつくるほうの分ですけども、今でも町内たくさん載せておられる方もあります。太陽熱をいかに有効利用することによってほかのエネルギーの削減ができるという視点から県に向いてそういうものも対象にするようにできないかということ言うていくのも大事かと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

現在県の要綱では、先ほどのソーラーシステムに限るということになっておりますので、その点につきましては、県のほうに問合せをしながら対象が広げられるかどうかも含めてちょっと協議

をしてみたいと思います。

それともう1点でございますが、小水力発電設備につきましては、現在県においても助成制度がございますので、そのことについても問合せをしてみたいと思います。

ただ、やはりこの助成事業というのは先駆的なことを助成したりする趣旨のこともありますので、経費的に一定額以上でないと対象にならないということもございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 同じ流れ。（「いや、違います」と呼ぶ者あり）

それならここで、10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....

午前10時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計の質疑を続行します。

議会費及び総務費が質疑中ですので、そのままします。

ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算の38ページであります。先ほど、マイナンバーカードの関連する答弁等もいただいておりますが、直接インターネット等につながっていないということではあります。全部の、例えば先ほどからも出ております医療保険の関係であったり、金融の、銀行等の関係のものもどんどん、国が個人の情報を掌握をするというような流れが、今、あります。

そのときに、国が企業利益のために使う、そういう可能性について、どのように考えているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 現時点では、民間でいいですと銀行の情報とかそういったことはあるかもしれませんが、そのほかには特に民間でそれを利用するというようなことは、情報としてはありませんので、現時点ではそういう民間では銀行ぐらいかなというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、国のほうでこの問題についての検討もされ、法案としてもたしか上がっていると思いますけれども、その法案とされている中に、個人情報とこれまでよりも緩くする、中身も含まれているというふうに聞いています。

ですから、今、マイナンバーカードをどんどん推奨しているというお返事でしたけれども、自分の知らないうちに自分の情報が違うところに使われる、今、吉賀町の個人情報の関係なんかではそうならないように、つくりがされていますけれども、国はそうじゃなくって、自分の情報が自分の知らないうちに使われてしまう、そういうことに対する危険が非常に高まっているというふうに思いますので、十分、国の今やろうとしていることについて注視をして、住民の利益になるかどうか、個人情報を守れるかどうかということを判断しながら、業務に当たることが必要だと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） おっしゃられるとおりだと思っております。個人情報保護法というものが大前提としてありますので、我々としては、その法律に基づいて漏えい等ないように、厳正に対処していきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 議案書は 44 ページの最後の行の 002 で多文化共生推進費というのが出ております。

それで、参考資料では 50 ページにありますが、これの中で見ますと特記事項で、令和元年度に町内に外国人の就業及び就学を受け入れている事業主等に対し、自動翻訳機ポケットの無償貸与を開始しましたとありますが、それで、このポケットの消耗品費として計上されておりますが、令和3年度、新年度は、もうポケットの購入予定はないのか。もう既に今年度までで購入したということで、この自動翻訳機は、もう普及していると思っているのかどうなのかと。

それから、併せて町内の大型商業施設に行きますと、外国人の方がそれぞれの自国語で話されておりますが、これらに対して、一応、ルールという、それらについて説明したいときに、何ぼ日本語で説明しても分からないというところがありますが、そういう施設に対して、ある程度、このポケットの対応できないのかどうなのかもお尋ねしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 自動翻訳機の件につきましてお答えします。

自動翻訳機につきましては、現在、42 台を令和元年度に購入しております。そのうちの、現在 36 台、貸出しをしているという状況です。

主には、医療関係が 18 台ということで一番多いんですが、そのほか、誘致企業等が 8 台、それから金融関係が 2 台、それから観光の関係が 3 台と、あと公共機関、公民館等含めて 5 台ということで、今、36 台を貸出しということにしております。

今年度の 52 万 2,000 円というのは、ポケットには SIM が入っておりまして、2 年ごとに交換ということですので、今年が交換の年ということになっております。

今、議員のほうから御意見いただきましたスーパーとか、そういったところでのやり取りが困難な場合があるということだと思うんですけども、それに関しましては、そういったスーパーの方に、一度ヒアリングをさせていただいて、もしそういった実態があれば貸出しができるように整備をしていきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9 番、河村由美子議員。

○議員（9 番 河村由美子君） 予算書 45 の 002 なんですけども、これ、資料は 52 ですけど、専門職を置かれて任用職員を置かれて、今年度するということですが、いいことだと思いますが、たしか、私の聞き間違いかどうか確認するんですが、全期前納制度といいますか、これは検討するというような返答だったような気もするんですが、それを実施するに当たっては、来年度、3 年度から実施するのかなのかというのが確認と、事業の目的という欄に、任用制度の活用によって、その後に町職員の徴収技術の向上に向けてとあるんですが、徴収技術の向上ということとは、どういうことをされるんですか。技術を向上させると、その辺をお願いします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

前納報奨金につきましては、以前は吉賀町も前納報奨金という制度がございましたけれども、ちょっと何年か前かは記憶していないんですけども、廃止ということになりました。

いろいろ、ちょっといきさつのほうを調べてみないと、今、具体的に分からないんですけども、恐らく納税意識が高まって、もともとが前納報奨金が始まったのが、戦後のときに始まったということでしたけれども、近年、納税意識が高まって、納税が行われているということで、前納報奨金がなくなったというのが、どうも全国的な流れであるというふうに認識しておりますが、今後、その前納報奨金につきましては、議員から指摘がございましたように、ちょっとできるか、できないかを含めて検討させていただくというふうに思っております。

それから、この 52 ページの参考資料のところですけども、島根県と、現在、併任辞令ということで、県の職員と吉賀町の職員が一緒に滞納処分を行うということになっております。そういったところで専門的にやられておる県の職員の技術を習って、町職員の徴収のスキルを上げていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9 番、河村由美子議員。

○議員（9 番 河村由美子君） 全期前納制度というのが、たしか 8 年前ぐらい前、8 年から 10 年ぐらいになると思うんですが、課長が答弁されているように、近年は納税意欲が高まったって言われますけれども、全体で、今年度はちょっと下がっておりますが、自主財源が 5 億 7,000 万円ぐらいのうち、1 割強というものが滞納になっているわけです。

そうすると、私は任用職員を 190 万円使って、月が 15 万 8,000 円ぐらいになりますよ

ね。その費用ももちろんいいと思いますけれども、やはり全期前納をすることによって、町のほうも早くお金が入ってくるということになると、一借もなくなるかもしれませんし、民間でいうと資金ショートが起きませんし、その辺のところも考えたら、やはり全期前納報奨金制度というものを、私はよその町村は、そういうことは見習わなくてもいいんです。よそが、これが法的に違反性があるのであれば、それは改めにやいけんですが、そういう制度が可能であれば、ぜひ町長、その辺を復活して、円滑な徴収をするという方法を取られてはいかがでしょう。町長のお考え、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 昨日も答弁させていただいて、先ほど担当課長も申し上げましたが、まずは入り口のところの法のところをしっかりと整理しないといけないわけですから、そこで仮に法に抵触するというのであれば、これは、もうできません。

ただ、そうでないということであれば、検討の余地があるということですから、まずそのところをもう一度立ち返ってということだろうと思います。

定かな記憶ではございませんが、これまで従前あったものを廃止をしたという経過の中の一つには、先ほどの法のことも、多分に、やっぱり影響があるのかも分かりません。そこを、まず整理をさせていただき、そこから検討させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 43ページの生活安全対策費ですが、資料の48ページですか、空家対策協議会委員というのが27万8,000円の予算がついておりますが、今から協議会がどのような協議を進めていくかという、一回説明があったような気もするんですが、その辺のことをお伺いしたいと思います。

というのが、先日もこの学校の近所なんですけど、小学校の近所をちょっと歩きますと、屋根に大きな穴があいて、近所の子どもさんが風でも吹くと恐ろしい、それから、小学生の登下校に向けても、何メートル離れておるかな、両サイド10メートルあたりぐらい離れておるわけですが、大風が吹くと瓦が飛んできそうとか、大変危険な空き家があるわけですが、その対策を早急にできるような対策、協議会がそのようなことを協議するのかどうか、その辺のことをお伺いしたいと思います。分かりましたか、言いたいこと。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 空き家対策に関する協議会における協議状況というところで、まず申し上げたいと思います。

その内容につきましては、2月の24日でしたけれども、全員協議会におきまして、言わば中間報告といいますか、協議状況の報告をさせていただいたということでございます。

そのときに、何を申し上げたか、ちょっと簡略して申し上げますと、協議会の協議状況と、それからこれまでに空き家であろう家屋の所有者さん、管理者さんに向けてアンケートを取りましたので、その結果を実施したこと、それらを含めて、その結果を協議会で一つの協議の材料にさせていただいたというような話。

それから、今後の予定としまして、今、4月の月上旬に予定していますけれども、第3回目となります協議会を開催をするというようなこと。さらには、最終的に6月に空家等対策計画を策定ということを目指しておりますので、その前段で6月議会に係る全員協議会という場になるかと思えますけれども、そこで策定をした計画の報告と、こういう流れになります。

本題の協議会で何を話しているかということなんですけれども、これについては、まさにその対策計画、全体を協議をお願いをしておるというようなことであります。

その中、その計画そのものについても、2月24日の全員協議会で、これまでのところできり上げましたものをお示しをさせていただいているということです。

後段の御質問にありました、実際にその町内にある特定家屋、いわゆる危険家屋というのに対しての対応ということですが、今後予定されている協議会において、そうしたことについての協議もお願いする予定にいたしておるところです。

それらも含めて、また6月になってきますけれども、議会のほうには報告をするというような、こうした流れで、今、進めておるということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、申しました小学校近所なんですけれども、大変危険な住宅でございます。もう何年も大きな穴も、3つも4つも空いて、今から、また台風シーズンもすぐ来ますので早急な対応を、管理者、所有者でも連絡取りながら、早急な対策をお願い、やっていただきたいと思いますので特に要望しておきます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の件に関連しまして、2月24日の全員協議会の資料の、吉賀町空家対策計画案で示されておりますものの5ページにも、現在、著しい破損または複数箇所著しい破損があり、修繕や撤去等が必要というところが、Dランクで町内33軒ということも報告をされているわけですが、本当に現時点で危険だと、町民の側が思っている情報について、町との関係でそういう情報をどうしたらいいか。町民の側がです。その点について、ちょっとどうしたらいいかということについて、今、考えている部分で答弁願います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えをいたします。

地域に存在している、危険家屋等が存在しておって、それを役場のほうにどのように伝えるかということだろうと思います。

そこについて、じゃあこのようにしてくださいというふうにルール化したような、そうしたところについては、今、お答えできるようなものは持ち合わせてはおりません。

しかしながら、これまでも実際には御近所の方というふうなところが一番多いわけですが、そうした方々から隣の、あるいは自分の住んでいる地域にあるあそこがというようなことで問い合わせをいただいて、そして、先ほどの5番議員にも関連というか、そこにもあたりますけれども、その際には実際問い合わせいただければ、いただいたら、その所有者であろう方、あるいは管理者であろう方、そうした方々を何とかこちらのほうで見つけ出すというか、そうした方にアプローチ、接触をさせていただいて、対処をお願いしているという、こういう実態があります。現時点ではそういう対処ということでもあります。

今後、そうした地域の空き家の件については、一言で空き家といいましても、いろいろ幅広に物事を捉えていけないといけないので、まずは空き家対策計画を策定を、つくらせていただいて、後にそうした危険家屋の対応に対する施策、あるいは今、11番議員が言われたような地域から連絡を受ける、そうしたところの流れ、そうしたものも、また検討していかないといけないのかなというふうには考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 参考資料の36ページ、基幹系システム運営管理費と。これを見ますと令和1年から8,000万円、6,000万円、このたびが8,200万円と、これ、いろんな住民基本台帳システム等々のシステム関係で、全国がこういう並びになってくると思うんですけど、今回、近年、かなり高額な金額が予算計上されております。どこの自治体でもそうであるとは思いますが、これに関して、今後、いろいろな保守点検とかいろいろあると思いますけれども、今後またこういった8,000万円前後の数字が予算計上がされていくのか、5年も10年もです。

普通に考えれば、一旦、こういうシステムを入れているわけなんで、徐々に徐々に、もう入れ込んでいるんで保守料とかいろいろ変わってくると思うんですけど、そこら辺が聞きたいのが一つと、これによって、業務上の稼働の効果です。それは当然あるとは思いますが、それによって住民サービスが、今以上のサービスが得られるのかと、その2つを聞きます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、最初の費用の件であります。

令和3年度の当初予算につきまして、基幹系システム運営管理費というところで見ますと、8,204万9,000円の予算計上ということにさせていただいております。確かに高額な予算

計上ということも見てとれるというところはあるかというふうに思います。

ちょっと参考までに申し上げていきたいと思うんですけれども、この電算管理費でございますが、おおよそ、トータルで申し上げますと、総務課が関連する電算管理費で申し上げますと、令和3年度でいいますと1億600万円、それから2年度でいいますと8,100万円、31年度が8,500万円、30年度が1億100万円、29年度が7,400万円、それから、その前の28年度は1億1,600万円、それから、さらにその前ですけれども、1億5,600万円というふうな、こんな予算規模が推移をしているということでございます。

実際に、当然、大前提として経費をかけずというふうなことを努めておるというふうな考えで業務を進めておるということでございます。

それで、全体の個別のシステムごとに、いろいろと契約形態が異なりますので、大きく申し上げますと、おおよそ、電算システムについては5年リースが基本というふうになっております。5年リースを基本にしているというふうに言ったほうがいいかもしれません。

といいますのが、例えば新しいシステムを導入するというようなときに、その年度に、改修年度に全ての経費をお支払いするというところが、非常に予算が大きく跳ね上がるというようなことにもなるというふうな面がございます。それを業者さんとの交渉によって、いわゆるリース契約というふうな形の中で、そういうふうに、予算をある程度平準化させているというふうな、こうしたこともさせていただいておるというところであります。

いろいろなシステムを、今、役場内部で稼働させておりまして、要は積み上げの予算というふうなところもありますので、なかなかどれを取って、一つものを取ってというふうなことが申し上げにくいんですけれども、それぞれで圧縮、あるいは平準化、そうしたものができるところは可能な限りさせていただいた上での予算計上というところで御理解をいただければというふうに思います。

それから、この電算化というところと住民サービスとの関係ということでございます。

実際に、その電算化にあたりましては、当然のことながら住民サービスの向上に資するものでなければならないというふうに思っております。当然、不要なものを改修したり、新たに入れたりするということはございませんので、必要な改修をやったり、必要なシステムを導入したり、そうした考えの下に電算のほうを管理運営させていただいておるというところで御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 今のところ、1億円前後の予算で推移しているということですね。

課長の言われました5年リースということで、結局、リース契約が終わると、また入替えと、シ

システムの入替え、また時代の流れによって、デジタル化、当然今からなっていくと思います。そうすると、またこのシステム保守関係やシステムの会計とかその辺で、またこの金額が上がってくるんでないかと、私は個人的に思っているんですが、どこの町自体もそうですけど、人口減少をどうしても伴います。

そうしていけば、税収、その他もろもろのことが、多分影響してくるんじゃないかと思いますがけれども、国や県の指示によって、こういったシステムを当然入れると思うんですけど、やはり、これからはその税収が増えればいいですけど、先々見ますと、そういうことに多分ならないと思いますんで、こういった、特に1億円前後お金がかかる部分に関しても、もうある程度の節約です。そういったことを考える部分を、やっぱりいろいろ模索してやっていかないと、その時代、その時代に合わせるのは当然のことですけど、今後の財政に当然影響することだから、昔で言えばこういう予算は要らなかったはずです。

やっぱり、ここがどんどん、今から時代の流れによって変わってくる、膨らんでくるといいますので、そこはしっかり町のほうで調整していただきたいと思いますが。

さっき、もう一点聞きましたサービスです。この予算によって、このシステムによって、住民に十分サービスが得られるのかと、その回答が、ちょっと答弁なかったような気がしますけど。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初に費用の件で、もう一点ほど補足をさせていただきます。決して経費について、かかるからというふうな話ではございませんで、実際に先ほど私は5年、一つのシステムが大体5年というリース期間が基本になるというふうに申し上げました。システムによっては、そのリース期間を延長していただいたり、そうしたこともしております。

あるいは、業者さんに言わせれば、もう機器更新が必要というふうな指摘をいただいたものであっても、何とかさらに1年、さらに1年というふうな形で先送りにするといいますか、そうしたことで経費のほうが増大しないように努めているというところがあるということを申し添えておきたいと思います。

それから、住民サービスの部分であります。これは、なかなかこの電算システムを用いて、直接的に住民の皆さんがそのシステムを入れたから非常に便利になったとか、そうしたところは、なかなか測れない部分があるのかなというふうには思っております。

ただ、システムを用いて様々な業務を行っております。例えば、ちょっと表現として適当かはどうかはあれですけども、システムを入れることによって、これまでは1週間かかっておった業務が、例えば3日前にはもうできます、あるいは即日対処ができますとか、そうした効果も当然あるわけですから、そうしたところで電算を運用していく意味ということと言えるんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） まだたくさんありますので、あんまり急がないでやってください。

参考資料の42ページですが、企画総務費の地域創生アドバイザー報酬です。個人的な名前は言いませんけど、これ、ちょっと調べてみますと、令和元年に地方創生人材支援制度という制度を使って、88自治体が、いろいろなところからアドバイザーを受けていますけど、その中でほとんどが、88の中の自治体の中のほとんどが、国からの受入れでありました。

吉賀町は、皇學館から派遣を受けておるわけですけど、この中に町長の補佐をするんだということが明記してありました。それで、この補佐ということですので、町長が昨日も吉賀高校の件もありましたけど、テーマを決めてこの方に諮問をされるのか、まちづくりのです。それと、町長にこの方からいろいろな提案があったときに、その選択をどのようにされているのか、聞くところによりますと、今の地域商社の提案も、丹後王国を紹介されたのも、この方だと聞いておりますけど、丹後王国というのは、社長の説明がありましたようにパソナの子会社でありまして、パソナの会長は竹中平蔵氏であります。

そういうことで、いろいろなつながりがあるところから派遣を受けておるわけですけど、先ほど質問しました提案の選択とか町長からの諮問とか、その辺のことは、どのようにされているのか。そして、それを庁内でどのように処理をされているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、参考資料で47ページですけど、空家再生事業でありまして、政策が交流・定住の促進とあります。今、大変定住の前に交流人口を増やしていく、それを定住につなげるという政策が他の自治体でも実施されております。

そこで、この僅かな空家再生事業費ですけど、先般も、一般質問でもしましたが、やっぱり新しい制度設計が必要だと私は考えております。

そこで、交流人口に限って言いますと、やはりゲストハウス、二、三日でも1週間でも滞在して、吉賀町のよさを体験してもらって、次の定住につなげていく、そういう場所がぜひ必要だと思いますけど、それを空き家も当然ですけど、今から出てくる集会所を改修して宿泊ができる、そこが定住するわけじゃないのですので、ただ寝起きができて、食事ができればそれでいいわけですので、集会所の活用なども、ぜひ視野に入れておくべきだと思いますけど、企画の考えを聞かせてください。

それと、41ページの、これは簡単な質問なんですけど、事業目的が書いてありますけど、吉賀町地区集会所を設置しますとありますが、どういうことなのかということをお聞きしておきた

いと思います。

3点お願いします。

○議長（安永 友行君） アドバイザーがどうのこうのって、これ、町長。（発言する者あり）いやいや、これ、分けて答えたほうがいい。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 42ページの地方創生アドバイザーの件でございます。

昨日も申し上げましたが皇學館大学教授の千田先生でございます。数年来にわたってアドバイスを頂いております。

やり取りでございますが、こちらのほうへ定期的に来ていただくことも当然ありますし、遠隔の地にいらっしゃいます。特に、今、このコロナの関係で、ほとんどこちらのほうへ来ることができません。我々も、当然行くことができませんので、オンラインで会議とか協議をしておりますが、決まった形で、ペーパーのやり取りということでは、基本的にはないです。かなり、融通が利くような形で、風通しがいいような形で意見交換をしたり、やっております。

当然、こちらにいらっしゃったときには面会をさせていただいたり、それがかなわないときには、急を要するときには電話であったり、先ほど言いましたようなオンラインでやったりと、こういうことでございます。

個々具体のところは、政策面は担当課がやりますので、担当課が課題とするようなものの案件について、照会をかけて、それに対しての回答なり御提案を頂くと。そういうやり取りの中で、いろいろ、この制度設計をしていくと、こういうつくりです。定期的にということでは、決してございません。

昨日も一般質問のときにお答えをさせていただきましたが、吉賀高校の生徒の皆さんが商品開発をしたりして、本当頑張っておられますが、こうしたこともあちこちで、今、先生御自身が手がけた事業等、参考にさせていただいて、ほかの生徒さんはこうしたことをしておられますと、それから、今、町内にある食材とか、そうした素材を使えば、こうしたことができるんじゃないでしょうかというようなことで、町内のものをマッチングするようなそんな御提案ということですから、最近で言えば吉賀高校の生徒さんがプリンをつくって、賞を頂いたことがあったかと思いますが、これも町内にあるそうした素材を使ってやればというような御提案でございました。

ですから、決まった形で、文書でやり取りということではなくて、かなり幅広く、融通が利く形で行っております。その方法は面談であったり、それから電話であったり、たまにはこうした、こういう時期でございますからオンラインでやったり、こういうことでございます。（「ほかの件も」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 一緒に全部答えて。深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今、アドバイザーの件につきましては、町長から申し上げたとおりでございますが、基本的に国の制度に基づきまして、その内容で制度設計しているところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それと、ちょっとすいません。漏れましたら申し訳ございません。

47ページの地区集会所の活用ということで、今、定住推進のためにゲストハウスの設置、集会所の設置等、いろいろ御提案いただきました。

ゲストハウスが、ちょっとどのようなところを示しているか、いろいろあろうかと思いますが、今、移住体験滞在施設として短期ではございますが、吉賀町に住んでいただける用意はしているところでございますし、別途事業でございますが、前のページに、参考資料の46ページの下段ですが、UIターン検討者短期就業体験支援事業費補助金ということで、上限1週間になります。短期で就業体験する場合に、その費用、短期といいますと交通費と宿泊費でございますが、そういったのを助成する制度を設けておりますので、この活用等を見ながら、またいろいろ考えていきたいと思います。

集会所で短期滞在という宿泊という御提案もございましたが、ちょっとこのことに関しましては、建築基準法や消防法の関係、いろいろ出てきますので、なかなか今の集会所も活用しながら宿泊施設として活用するのは、なかなか困難ではないかなと思っております。

ただ一方、地域において使えない、使えないといいますか管理できなくなった集会所につきましては、払下げ等を行いまして活用していただくように、今、いろいろ策を考えているところでございます。

近いところで申し上げますと、また今後、4月1日以降の対応にはなりますが、河津の集会所につきましては、地域のコミュニティー施設として活用するように考えておりますし、その前段でございますと、上福川集会所におきましては、就農体験ということで、個人の方が払い下げを受けたということもございますので、その地域、地域に応じて、状況状況に応じて臨機応変に対応していきたいとは考えているところでございます。

それと、41ページの地域の要望に応じてというところでございますが、このことにつきましては、集会所の設置条例に一番表に書いてあります地域の要望に応じて集会所を設置するということを書かせていただいたものでございまして、特別にこれを示しているとか、あれを示しているとかは、今のところはございませんので申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 42ページで、今、町長の説明がありましたけど、これは各課がまちづくりのためにテーマを決めて、それを、このアドバイザーにどういう方法でやるんが一

番いいんだろうかというような質問をされていくということで、それを町長が承認する、別に町長が表立ってやるという意味ではないような答弁だったと思いますけど、それでよろしいのかということと、集会所、これ、案ですのでできるかどうかは分かりませんが、ゲストハウスにという提案をしたわけですが、今、なかなか消防法とかで難しいような答弁がありましたけど、本当にそうなのかどうかということは、しっかり調査されて、また、いつの機会でもいいですので、本当にできないのかということ、できない条件は何かということをお知らせ願いたいと思いますので、42ページの件は、御答弁を頂きたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろな方法があろうかと思います。私のほうからアナウンスをしたものを、施策の具体策を図るために担当課のほうから千田先生のほうへ御紹介をする場合であったり、それから、今回もそうでございますが、施政方針の中にあるものを、今度は担当課のほうで、直接、千田先生のほうへ照会をかけたり、アドバイスを頂いたりということでございますが、これまでの先生とのやり取りの中は、担当課のほうで、要するに先生がこちらにいらっしゃる、あるいは協議ができる時間とかいうのが決まってまいりますので、その折には担当する課のほうで、いつ何時に先生がいらっしゃるので御相談事項は何かありませんかというようなアナウンスをして、それを取りまとめて先生のほうへ持ちかけると、こういうことでございます。

ですから、今、10番議員が言われますように、私のほうから直接アプローチするという方法も当然ございますが、現状においては、そうしたスタイルは取っていないということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにあります。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算書の41ページ、企画総務費の業務運営関係委託料、昨年はPRカレンダー200部ほどということでありました。今、コロナ禍というようなこともあって、いろんな、外へ出での活動が困難なことも考えられますが、今年度の業務運営関係委託料の詳細をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 業務運営関係委託料についてお答えいたします。

65万9,000円でございますが、令和3年度においても吉賀町PRカレンダーを作成する予定としております。

参考までにでございますが、令和3年度におきましては現在作成中でございますが、津和野街道100景の平先生の書かれた絵画をモデルにして作成をしようと、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） そろそろ次へ移りたいと思います。よろしいです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ここで、一旦、5分間休憩します。その後に次に移ります。
休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計の質疑を続行します。

これより、ページ51から70の民生費及び衛生費に移ります。

質疑を許します。質疑はありますか。ページ51から70です。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 65ページ、予算書の65ページです。一番上のところに、地域医療確保緊急対策事業補助金として1億6,021万4,000円と上がっております。

こういうふうに補助金として出すわけでありますけども、どのようにこのお金が使われているか、詳細に、特に人件費の部分で石州会の中のいろんな決まりごとに沿ってされているかとかということについて、調査をするということは、1億6,000万円を出しているわけですから、できるかというか、あくまでも仕組みの中の話ですけども、これはどういうふうになるのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

地域医療確保緊急対策事業補助金1億6,021万4,000円の部分の石州会の交付に対してということで、人件費等々部分を含めた内容についての照会等々、法的な制度等に基づいてできるかというような趣旨の御質問だというふうに思っております。

先般、2月の24日の全員協議会のところで、この補助金の支援計画のほうを説明させていただきました。その中におきまして、この補助金の交付、いわゆる国の特別交付税という公的な制度を活用して実施をしておるわけでございますので、当然、そういった補助金に関します法律、あるいは町の定めております補助金交付の規則、要綱等々、そういったものに基づいて、そういった資料を求めることは可能であろうというふうに考えておるところでございます。

まして、交付にあたっての石州会が果たすべき課題ということで、住民に対する情報公開等々についても求めておりますので、そういったところで求めていく、果たすべき課題というふうに考えておるところでございますし、石州会側といたしましても、町等々からの必要な情報については開示をしていくというようなところが、先般開催をされました三者会議等々においても発言

をされておられますので、そういったところから、必要な情報については開示をしていただけるというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） 予算書の 6 5 ページの一番上のところの真ん中なんですけど、医学生奨学貸付金というところで 1 7 0 万円計上されておりますが、これは将来、吉賀町に帰ってきて、町内の病院とか医療機関に医師として勤務されるために貸し付ける、その分の貸付金でしょうか。

もし、そうであれば、平成 2 2 年に条例化されておりますが、過去、この貸付金を利用された方が何名おられるかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

奨学金の趣旨につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりの内容でございます。実際、この部分が制度化をされてから、貸与をしたケースについては、記憶で申し訳ございません。これまでのところで実績としてはゼロ件というふうになっているというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 3 番、桜下議員。

○議員（3 番 桜下 善博君） 私も確定はしておりませんが、町内の方でお二人の方が将来帰られると言っておられるということで、この貸付金を利用しているんじゃないかということをお願いしておったんですが、じゃあ、その方もこの奨学金については利用していないということ、全く。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 地域枠推薦の形のところだろうというふうに思っておりますが、実績といたしましては 2 名ほどおられるということですが、実際、この方々がこの制度は利用はされておられません。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 議案書では 5 7 ページの障がい者福祉施設費の 0 0 2 で、障がい者福祉施設管理費として指定管理料を計上されておりますが、いわゆるよしかの里が障がい者支援センターということで、よしかの里が指定管理されております。

その中で、ここの施設をつくったときですか、パンを缶詰にするとかというようなことを、そういう施設も準備したと思っておるんですが、今、聞きたいのはそういう施設を利用して、いわゆる障がい者に、ちゃんと生きていけるような給料がもらえる、給料というんですか、賃金が障がい者に払えるようになっているのかどうなのかということですが、障がい者が自立できるような状況になっているのかどうかということをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

障がい者総合支援センター、完成をいたしまして、その中で、従来旧施設においてもパンの製造を行っておりました。その後、パン製造については新施設に移りまして、非常に狭かったところから、広い環境で作業ができるようになったというようなところで、パンについてはこれまで以上の様々な商品、新商品のほうを検討開発をされて、今、販売をされておられます。

それと同時に、通常のパンだけではなくて、議員、おっしゃられたような災害時等々に備えておくための缶詰、こちらのほうも、今、製造のほうを行っておるところでございます。

その中で就労支援、B型作業所への参加者につきましては、ほぼほぼ、よしかの里の計画どおり、施設利用者、そういった就労Bに従事される方については、若干増加傾向にあるというふうに報告を受けておるところでございます。

実際、その方々の必要な、いわゆる工賃の部分でございますけれども、基本的にはB型作業所でございますので、障がい者の方の主たる収入部分については障害年金というところがメインになってくるというふうに思っております。

作業賃につきましては、すいません、ちょっと今、手元に具体的なものがないんですけれども、A型ではなくB型ということでございますので、最低賃金のほうには到達しておりませんが、よしかの里で設定をさせていただいた工賃、作業賃のほうを支払わせていただいて、いわゆる障害年金だけでは賄えない部分の補填に充てていただくというような制度になっております。

この部分につきましても、実際、パン製造等々順調に事業が展開されておるというふうに伺っておりますので、その部分につきます工賃の支払い等々についても、利用者の方々には適切に支払いがされており、利用者の方々の生活費の障害年金を不足する部分の補填につながっているというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 66ページに予防接種費、新型コロナですけど、最新の情報によりますと、テレビでずっとやっておるんですけど、変異ウイルスというんですか、新型がまたさらに新型になるんですけど、その変異ウイルスがどうも増えて、感染が広がりつつあるという情報があるんですが、最新の情報と、どういうことなのかということと、それから、それに対する対処方法を、どういうふうに考えておられるか、ちょっと難しいとは思いますが、最新の情報をひとつよろしく。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 新型コロナウイルスに関することでございます。

66ページのほうでは予防接種費ということでございまして、従来の予防接種に加えまして、一般の住民の方々を対象とした予防接種、新型コロナウイルス関係の予防接種ということで、ま

ず65歳以上の方を、先般、全員協議会の方でも説明させていただきましたとおり、今、接種に必要な接種券と、あと問診票の印刷のほうを、急ピッチで行っておる最中ございまして、対象者の方々には今月末頃に配付をさせていただき、一応予定では4月中旬以降ぐらいのところから、65歳以上の方の受付を開始させていただくというところで、今、準備をしております、その関係の必要予算につきましても、66ページのほうに掲載をさせていただいておるところでございます。

昨今の状況等で、従来の型とは違う変異株が全国的にも出てきているというところは報道であると、議員おっしゃられたとおり、事実でございます。

インフルエンザ等々にもありますとおり、やはりそういったウイルスというのは、時間を経過すると、どんどん形が変わってくるというようなところがあるというふうに思っております。

そこに対する対応ですけれども、基本的に今のところ感染防止を図っていく、変異株についての対策といたしましても、現在有効なのは、今、国が進めておりますワクチンの予防接種を打っていただくというところに尽きるのかなというふうに思っております。

その部分と併せまして、予防接種をされつつ、3つの密を避けるなり、様々な個人のところで感染防止対策を講じていただくということが、やっぱり基本になってくる。それ以上のものというのは、なかなか難しい部分があるというふうに思っておるところでございます。

そういったところで、町といたしましては、各医療機関さん等々の御協力を得ながら、速やかな形で吉賀町民の方々のそういった集団免疫を獲得していただけるように、スムーズな予防接種をしていきたいというところでございますけれども、実際ワクチンのほうが、まず最初にやりますのが、医療従事者の方々の予防接種ということになるんですけれども、その医療従事者の方々のワクチン接種が完了してから、65歳以上の方々の一般の方々へ移っていくという流れでありますが、ちょっと先ほど確認をさせていただいたところ、医療従事者分の接種、ここは六日市病院が中心となっていて、各町内の医療機関さんを実施していただくということになると思いますが、こちらのほうがワクチンが入ってくるのが、どうも4月の中旬ぐらいになってくるという状況の見通しでございます。

そこから医療従事者の予防接種を実施していきますので、65歳以上の方のワクチンにつきましても、こちらも同じ時期ぐらいに、4月の19日ぐらいのところに入ってきますが、実際、町のほうに割当てが、確実に入ってくるというふうに連絡があったのが1箱分という状況でございます、大体これが975回分ということで、対象者にすると、それを2回打つわけですから、その半分の490人分ぐらい、約490人ぐらいのワクチンしか入ってこないというような状況ではないかというふうに思っております。

そういったところで、ワクチンも十分に入っていない、あるいは医療従事者の予防接種もなか

なか計画どおりに進まないというようなところがあって、先般、議会のほうで説明させていただいた部分等と、若干、今後遅れが生じる可能性もあるといったところでございます。

またその辺については、明らかになり次第、議会あるいは住民の方々に周知をさせていただき、その中で、繰り返しになりますけれども、皆様方、多くの方に予防接種を打っていただいて、集団での免疫を獲得していただく、そこに尽きるのではないかなというふうに思っておりますので、そういった形で新型コロナあるいは変異株等々への対応を行ってまいりたいというふうに思っております。長くなってすいません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 参考資料の89ページですが、小さいことを聞くようなんですが、ここに七日市公衆トイレの管理費が計上されています。

たしか、これ、サンエムに業務委託をしているんだと思いますけど、個人の方が長年ここを維持管理してきたときには、経費がたしか60万円、年間だったと記憶しておるんですけど、もし間違ったら訂正してください。60万円だったと記憶していますが、倍以上になっている。

ここに、管理会社が入っただけで倍になるというのは、少し納得できないところですが、特別な事情があるのでしたらお知らせしていただきたいと思います。

それと、今の指定管理なり何なりで、こういう昔、個人が管理しとった場所が、管理会社に指定管理を任したために管理料が倍増したとは言いませんけど、増加したというような事例があるんでしたら、併せてそれも、もし増加した場所があるんでしたら、施設があるんでしたら、その理由を添えて御説明をいただきたいと思います。

それと、ここは税務住民課の担当になっていますけど、そもそもこうやって指定管理なり維持管理を任す部署は、こうやって項目でいろいろ分類するんでしょうけど、やっぱり一括して企画がやるんなら企画というふうに、指定管理の部門は、もうどこの部署であろうが産業課に任せたりするのではなくて企画に統一する、そのようなシステムというかやり方をしたほうが分かりやすいし、管理しやすいんじゃないかと思いますが、これは町長にお考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 指定管理とはいいながらも、公共施設でございますから、公共施設の管理をどこがやるかという、こういうお問合わせだろうと思います。

本来であれば、大きい、いわゆる都道府県、県であったり市部であれば、管財課ということがありますから、それぞれの所有、公有財産を全てそうした部署が賄うわけでございますが、そういうことになると、吉賀町の場合は総務課になろうかと思います。管財という意味ではです。

ただ、それぞれの指定管理を含めて公共施設というのは目的に沿った使用形態になっているわ

けですから、そうすると、やっぱりその現場を一番分かるのは、それぞれの担当課ですから、この七日市の公衆トイレであれば、これは衛生になりますから税務住民課であったり、道の駅であれば、例えば企画であったり産業課であったり、そうしたそれぞれのセクションによる事務分掌の部分との連携を、やっぱり密に取っていく必要があるという観点で、指定管理を含めた公共施設の管理については、該当する業務の担当する課のほうを担当させていただいているということでございます。

幾らか、それこそ人的な余裕があったりということであれば、もう契約とか、そうしたことを含めてでございますが、管財課という大きいくくりの中でやるのが効率的であろうと思いますが、この吉賀町の体制の中では、先ほど申し上げましたように、それぞれの業務に応じて担当のところが管理をするという方法のほうに適しているのではないかという判断で行っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 棚木課長。

○税務住民課長（棚木 昭典君） 七日市の公衆トイレの管理費のことについてお答えをさせていただきます。

先ほど御質問のありましたけども、予算上は136万4,000円ということで計上させていただいておりますけれども、ここはトイレもありますが、一緒にバスの待合室もあります。そういったことから、全体に係る経費ということでございます。

トイレの清掃とかバスの待合室の清掃、その業務につきましては、サンエムのほうに委託をしておるわけですが、ちょっと今のところでは、いつからやったとかいうのが、私のほうで、今、手持ち資料がございませんので分かりませんが、委託料につきましては、88万円で委託をしております。

ですので、議員がおっしゃられた六十数万円というのから見ると、少し上がっているのかもしれませんが、その間、人件費であったり、そういったところが各課においても見直しがあったりしたのではないかというふうに思います。

そのほかの部分につきましては、電気料であったり消耗品であったりといったところが、その経費ということになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 予算書の65ページの003子ども等医療費助成事業費ですか、これの、毎年、今、3年間余り変わらない金額で予算がされておりますが、一応詳細が分かれば教えてほしいんですが、対象者の数なんですが、ゼロ歳から就学前の児童、小学生から高校生までの対象者の数が分かりましたら。

それで、恐らく医療費の金額によって変わるわけだと思いますが。その中に小児がんとか難病とか、そういった高額の子供等もおられるかどうか、分かれば教えてください。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

対象者についてですけれども、まだ令和2年度は、ちょっと確定しておりませんけれども、令和元年度につきましては、いわゆる小学校就学前の方が247人、そういったところから令和3年度予算につきましては、余裕を見まして1%ほど対象者を増やさせていただきまして250人の予定者で予算のほうを積算させていただいておるところでございます。

それから、いわゆる小学校から高校までの方につきましては、対象者が令和元年度で505人おられます。それで、こちらのほうも、対象者、若干余裕を見まして1%ほど増やさせていただきまして、令和3年度は510人で積算をさせていただいておるところでございます。

そういったところから、令和2年度の医療給付費の見込みでございますけれども、実績額から大体1人当たり医療費を産出をいたしまして、それに対象者の人数を掛ける形で計上させていただいておるものが、今回、予算計上させていただいたものでございまして、その中に、いわゆる小児がん等々、高額な医療費が発生する場合があるかというお問合わせでございますけれども、そこにつきましては、ちょっと申し訳ございません。内容までの資料は手元にはございませんので、担当等々からの情報からによりますと、そういったケースについては、令和2年度においては無いというふうに報告を受けておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 予算書の59ページ、参考資料では70ページの主な事業概要の中で、僅かなんですが、ぴよぴよ看板増設ということで15万円計上されておりますが、これは、ここを見ますと役場の庁舎内に看板を設置されるんだろうと思うんですが、これ、15万円もするの、相当いい看板なんじゃないですか。その辺が、えらい役場内にしては太いかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

予算資料の70ページ、ぴよぴよ看板増設15万円についての御質問でございます。こちらについては、庁舎内に設置をするというのではなくて、現在、各保育所に児童公園という形に代わるものということで、園庭整備の補助金を毎年させていただいておるものでございます。

そういったところから、町内5か所の保育所や、あと正国公園のところも含めて、そういったところに、そういった町の支援によって遊具等々を設置をさせていただいたというところで、ぴよぴよ広場という名前の看板のほうを設置をさせていただき、こういった、そういった広場で遊

んでいただくところを、機会といたしまして、広く役場に設置をしてございます子育て世代の包括支援センターぴよぴよのPRも併せて行おうということで、町内に5か所ほど、この予算を活用させていただいて、設置をさせていただきたいという内容のものでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 分かりました。

それじゃあ、続いての、これは予算書では60ページ、参考資料では72ページと73ページに、いわゆる町内の法人保育所に関しての保育士の補助金とか、資格助成金とか、それから地域活動事業補助金、それから保育所園庭整備補助金等が計上されておりますが、これらについては、それぞれの法人保育所が申請して初めて認められるものなのか、それとも、もう役場のほうから、もうこれだけですとって、決めて補助金を支出するのか。

それで、また支出するときに、保育士を一般の運営費といいますか、園児1人当たり幾らということで出すようにしておりますが、その辺のことについて、ちゃんと保育所の経理担当等に、その細かな内訳で明示してあるかどうかをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 先ほど、議員おっしゃられました補助金については、補助金でございますので、全て法人保育所のほうから申請に基づきまして審査をさせていただき、交付決定をさせていただくというものでございますので、一律に申請もなく交付をさせていただくものではないというふうに思っております。

当然、運営費の部分とは別枠で算定もさせていただきますし、その交付に当たっては、具体的な交付決定通知なりを送らせていただきますし、定期的開催をされております各法人保育所の所長会議というのがございますので、その場においても担当のほうから申請等々について、変更点等々がありましたらその場で説明をさせていただくというような形で、そういった形で情報共有のほうをさせていただき、スムーズな補助金の交付等々につなげておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 予算書の68ページの猫の繁殖制限手術補助金ということで、僅か20万円ですが、私は、これは本当に動物愛護から、また環境衛生からも、非常に進歩ある、私は猫派ですが、本当に大歓迎であり、他の自治体に一步進んだ非常にすばらしい事業だと思っております。大歓迎しております。

大体、1匹当たり8,000円から1万円ぐらいかかるんですが、金額的には非常に低いんですが、飼い猫の方は、ほとんど手術をされておると思うんですが、主に野良猫対策と思うんですが、なかなか野良猫を捕まえてというのは難しいと思うんですが、非常にいい事業なんで、けち

をつける気は全くありません。大歓迎でありますが、この申請、例えば手術した領収書を役場のほうに提出するのか、この補助金につきまして、申請方法とか、少し詳しくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 栩木課長。

○税務住民課長（栩木 昭典君） お答えします。

新しく今年度予算上程をさせていただきました、新しい制度でございます。

猫につきましては、法律とか県条例によりまして、適正に終生飼養するように努めなければならないというふうにされております。しかしながら、猫の屋内飼養ができていなかったり、それから不妊とか去勢手術ができていないということで、野良猫が増えたりといった苦情が多く寄せられているのも現状でございます。

今回、補助金を創設することで、飼い主自体も猫をみだりに繁殖させない、それから飼い主がいない猫についても、不幸な命の連鎖が起きないように対策を講じるために、今回、こういった制度を創設しました。

実は、町内の中にも、もう既に個人的に猫の保護活動をされている方がいらっしやいまして、現状では自費でそういった去勢手術等を負担しているということがあります。そういった活動の支援にもなればということで、今回、こういった制度をつくった次第です。

実は、県内を見回してみましても、余りこういった補助制度はなくて、近くでいいますと浜田市が、こういった制度を持っています。また、県外にはなるんですが、隣接の岩国市、それから山口市においても、この補助制度がございまして、それらを参考にさせていただいて、町の制度をつくりました。

3つのパターンがあるというふうに思っております。自らが飼育する飼い猫、それから飼い主のいない猫、飼い主のいない猫ですけれども、それを保護するという3つのパターンがありまして、1つ目は飼い主の猫に対しても動物病院で不妊とか去勢手術を実施して屋内で飼養する。それから、生涯飼養するという条件。それから2つ目としまして、飼い主がいない猫を保護して、自分が屋内で終生飼養すると。もしくは第三者、他人に譲渡して、適正な一生を終えるような形にすると。それから、一番問題になっている野良猫の部分で言いますと、飼い主がいない猫ですけれども、これも、そういったPMR活動という活動があります。捕獲して、不妊・去勢手術をして、それから元の場所に戻すということで、一代限りの命を全うさせることを目的にして、こういった不妊・去勢手術を行う活動であります。そういった活動をする方に対しても補助をしていこうという、この3つのパターンです。

個人で飼っている方につきましては、一応、上限を、雌の不妊ですと吉賀町は5,000円、去勢ですと2,500円、それから飼い主のいない猫を、今度は放さずに、自分のところ、もしくは第三者で屋内で飼う場合につきましては、雌の不妊手術1万円、雄の去勢手術は5,000円。

同じく飼い主のいない猫ですけれども、先ほど言いましたPMR活動を実施するような団体とかグループでありますと、同じく雌の不妊に1万円、雄の去勢については5,000円という補助を、今、考えております。

これに関しましては、手術をする前に事前相談をしていただいて、うちのほうでその内容を確認した上で手術をしていただいて、その後、補助を支払うというような形のものです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 57ページの年金生活者支援給付金事務費というのがあるんですけど、これは低年金、国民年金だろうと思うんですが、余りにも金額が低いので、ちょっとお伺いするんですが、どういう事業なんですか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 今回、予算を上げさせていただいておりますのは、システムの改修ということで64万4,000円でございます。

この生活年金者支援給付金というのは、通常の年金に対しまして町民税が非課税の世帯とかに若干上乗せをするという制度であります。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 子どもなんかでは、すごく手厚い保護がいっぱいあるんですけど、老人の年金生活者には、あんまり手厚い保護というのが見られんですが、この辺はどうなんですか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） おっしゃられるとおりですが、年金ですので、国が行っている事業ですので、吉賀町としては、これにさらにというところは、保健福祉課のほうでいろいろ対応はされておるかと思うんですが、年金のほうにつきましては、今回はこのシステム改修のみということで、特にその上乗せとかというのは、今のところ考えておりません。

○議長（安永 友行君） 大庭議員、今、質問されたところは、年金給付のプラスとかどうかいうあれじゃなくて、課長が言われたようにシステム改修委託料が64万4,000円入っておることなんで、事務費ですので、よろしいです。

○議員（8番 大庭 澄人君） すいません。

○議長（安永 友行君） 民生費及び衛生費について、よろしいです。（発言する者あり）ある。それなら、午後にします。

民生費及び衛生費は、午後の質疑に続けて行いますので、以上で午前中の会議はここで休憩といたします。

休憩します。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

午前中の一般会計の質疑で、民生費及び衛生費の質疑は、まだ止めておりませんので続行します。

ページ51から70の民生費及び衛生費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 68ページの環境衛生費の003です。環境衛生施設費、参考資料では89ページですが、いわゆる斎場の管理費等が出されております。それで、斎場の整備については、当面、コロナの問題があり、大きな施設が要るか要らないかということもあって、整備を見送るという方針を示されましたが、私は逆に、今のうちに斎場の整備をして、ある程度コロナ禍が収まったときには、また昔のような多くの方が集まるので、そのときにはすんなりできるように、今のうちに早く、早いうちに斎場を整備したほうがいいと考えておりますが、その辺りについて、もう一度、斎場の整備の方針について伺いたします。

○議長（安永 友行君） 棚本課長。

○税務住民課長（棚本 昭典君） 斎場整備につきましてお答えします。

斎場整備につきましては、せんだって開催されました全員協議会の中で御説明をさせていただきました。令和3年度につきましては、当面、状況を注視するという事で、整備については行わないというお話をさせていただきました。

今、議員から御指摘がありましたような今年度のうちに、コロナがまだ収束しないうちにやったらどうかという御提案でありますけれども、今後の状況を見ながらといいますか、実際、どういう使われ方をするかというところを見ていく必要があります。議員が言われましたように、コロナが収束したら、また元のようにというような御意見もあろうかと思いますが、私どもがいろいろところで聞いているところでは、こういった小さな葬儀というのが、今、全国的にも増えつつあります。

10年間で、約10%、一般葬が減ってきているということで、我々の周りのいろんな儀式、例えば結婚式であったり葬儀であったり、そういった儀式が少しずつ簡素化されていく部分も、世の中の流れとしてあるように感じております。

そういったことから、今しばらく状況を見させていただきまして、整備については、今後検討していくということで御理解をいただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 60ページの、先ほども出ましたが保育所園庭整備補助金というのがありまして、これについてお伺いしたいんですが、町内保育所、その庭の園具といいまして、いろいろと広さによったり、個々の考え方によって違うとは思いますが、何か一つまとまったテーマで、町内の保育園の中にまとまったテーマで、こしらえていくとか、澄川先生、森先生のそういう美術品、庭と言いましたら、ちょっと違うかもしれませんが、やはりそういうテーマも入って、子どものときからそういう文化に親しむとか、そういう決まりがない、縛りがないような庭をこしらえていいというんなら、そういうところから、やはり小さいときから、そういうのに慣れ親しんでいくというのもいいんじゃないかと思っておったんですが、そういうふうに思われたことはないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 園庭整備につきましては、いろいろと児童公園なりの整備を検討していく中で、やはり中心地にそういったものを1か所造っていくよりは、いわゆる地域に、それぞれ法人の保育所さん等々がございますので、そこに1か所当たり、一応100万円を上限として、園庭整備の助成をさせていただいておるところでございます。

町のほうでこうしたものをしてくださいというような、縛りといいますか、ものは設けておりませんで、あくまでもそれぞれの法人さんのお考えと、あとはそれぞれの地域に沿った内容で、園児あるいは親子が触れ合えるものを整備していただければいいのではないかというふうに考えておるところでございます。

そういったところで、それぞれの法人さんの独自性のある園庭整備ができるのではないかというふうに思っておりますので、それぞれの法人さんの中で、地域において、そういった先ほど議員のおっしゃられたような整備が今後必要だということであれば、今回、今後も継続させていただく予定でありますので、本補助金を活用して整備をしていただければよいのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 参考資料の、これ、先ほども質問がありましたが、よしかの里のことでお聞きしたいと思います。

ここに、自立と社会参加の促進ということが出ていますけど、先ほどの課長の答弁では、労賃プラス障害年金で、その将来的な障がいのある人の保障をしていくんだというお考えでしたけれど、私は、やはり自立ということに関しては、もう少しほかの例を出しては失礼かもしれませんが、E G Fなんかのように、やはりもう少し地域に溶け込んだ、例えば農福連携なり、そういう事業を展開して、あそこに、ただ施設に囲い込んでおくだけではなくて、社会に出て、社

会といいますか地域に出て、そして体を動かして、その賃金を自らが稼ぎ出すというようなやっぱり仕組みをつくってあげないと、親御さんはだんだん年を取っていくわけですので、その中で、やっぱりいつまでも障害年金だけを当てにしてやっていくというのは、少し方向性が違うんじゃないかと思っております。

そこで、そうは申しまして、なかなか職員、スタッフの考えとか、いろいろあるでしょうから、それは経営じゃなくて、運営していく上で難しい面もあると思いますけれども、ある程度、町もそういう主導的な立場で指導していかなければいけないと思いますけど、ここで一つだけ聞いておきたいんですが、今、よしかの里さんで運営をしていくのに、スタッフといいますか有資格者の充足は十分にされておるのかというのはお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

有資格者の充足率の部分につきましては、指定管理者のほうに確認をしましたところ、若干、令和２年度中に退職等々もあったということなんですけれども、それに対する、いわゆる補充といえますか、その部分については完了しておって、現在のところでは、ほぼ充足ができていますというようなところでの確認はしておるところでございます。

あと、前段の部分で、今後のいわゆる利用者の方の自立に向けてというようなところの支援でございます。確かにE G Fについては、非常に農福連携に取り組んでおられるというようなところから、様々な地域に出かけていかれて、いわゆる遊休地等々を活用した、農業的な取り組みをやられていますので、非常に厳しいところではありますけれども、ある程度、自分でいわゆる収入を得るというようなところから、障害年金の受給を取りやめて、実際、そういった工賃のみで生活していけるような、そういったところを目指しておられるということで、非常に高いレベルでの就労支援事業等々を展開されているなというふうに思っております。

なかなか、そういったところまで一気に持ってくるというのは難しい部分もありましょうし、その法人さんのお考えもあると思いますが、今、実際メインでやられておりますパンの製造就労作業だけでは、なかなかそこだけでは支援につながらない方、ほかの、例えば外のそういった農業に携わる中で自立をしていきたいというような利用者の方もおられると思いますので、その辺については指定管理者のよしかの里のほうとも、町といたしましても、決して固定化するのではなくって、より、いわゆる利用者の方々のニーズに対応したような就労支援ができるような形で、何とかサービスの充実を図っていくように、管理者とも協議を進めながら、今後のサービスのあり方というものを検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。１１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） 予算書の６３ページです。生活保護総務費のうちの００３生活

困窮者自立支援事業費、資料７８ページであります、アウトリーチについての記述、説明もございました。

社協のほうに委託することになるかとは思いますが、どういうふうな形でのアウトリーチになるのか、その点、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 生活困窮者支援事業の、いわゆるアウトリーチ、訪問的な支援をどのような形で行っていくのかというところでございます。

生活困窮者への自立支援事業については、年を重ねてまいりまして、相談件数なり、新規の利用者なり増えてきているところでございます。

実際に、生活困窮者の自立支援の相談件数といったところについては、３０年度と令和元年度を比較しますと３倍ぐらいの相談件数の伸び等々になっておるところでございます。

それに関連しまして、家計の改善支援とか就労の準備に向けた支援なども増えておりまして、昨今ではフードバンク事業等々を展開しておるところでございます。

そういったところから、そういった支援、今、年々取り組んでおる中で、今週のところでしたか、生活保護受給者の部分につきましても、本町においては、コロナ禍ではありますけれども増加ではなくて、横ばいからやや減少の傾向になっているというようなところで、こういった事業の取り組みが、成果として現れてきているのではないかなというふうに考えておるところでございます。

アウトリーチの方法といたしましては、やはり、実際に待っているだけでは、なかなか相談に来られない方等々おられると思いますので、やはり地域の情報というものが、非常に重要になってくるというふうに思っておるところでございます。

そういったところから、やはり民生委員さん、児童委員さん等々からの情報でありますとか、様々な会議の場において、いわゆる生活に困窮されている方の情報をどのように早く把握をして、その支援が必要な方のところに出向いていってつながりをつくっていくかというようなところが求められているのではないかなというふうに思います。

そういったところから言いますと、やはり民生委員さんを活用したネットワークづくりなどを、今後も地道に続けていき、そういった地域のアンテナの感度を上げていく中で、必要な方のところにいち早く訪問をさせていただいて、必要な支援、自立等々、困窮者対策というものを実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、次に、ページ７０から８３の労働費及び農林水産業費の質疑

に移ります。

質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 79ページの第三セクター整備交付金についてお伺いいたします。

3月1日の全協で、エポックの負債が4,973万円と言われました。それで、このたびの一般質問の御答弁で、町長は4,700万円は上限で、エポックかきのきむらに町は3,000万円と言われました。あと、残り2,000万円弱が会社で払っていくと言われましたが、予算の補正とかはされるのかと思ひまして、その3,000万円の確約といいますか、同僚議員の中から、やはり3,000万円、間違いないんかとか、いろいろと話が出まして、私もそのことを、ちょっとお伺いしたらと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

予算編成上、日程的な都合もございまして4,700万円、債務超過部分を計上させていただいたということで、全員協議会でも説明をさせていただいたところでございます。

その後のところで、会社のほうとも、いろいろまた継続して協議をしながら町の責任の部分と会社の責任の部分と、その辺のところということで、現在のところ、この間の一般質問のところでも、町長のほうからお答えしましたけれども、3,000万円と2,000万円というような、約の数字ですけれども、そういうお話になっております。

ですので、今回のところは、予算、今、4,700万円になっていますけれども、後ほどのところで、1,700万円の減額の補正予算を組ませていただいて、これについて臨時議会になるのか、あるいは6月の定例になるのかというところですが、執行については3,000万円を予算執行していきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、副町長のほうから御答弁された件ですけれども、それでは、当初、全員協議会で示された資料の数字も変わってくるということですので、もう一度、その精査した数字と、それと今度、道の駅事業だけでエポックのほうに事業をされるということですが、実際の想定される事業計画といいますか、おおよその収入の見込み、また支出の見込み等についての追加の資料を求めたいと思いますが、議長のほうでお取り計らいを願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 今、藤升議員が言われたのは、整理交付金4,700万円を3,000万円の執行でやると言われた部分について、最初、全協で説明された中にはそれが入っていなかったんで、変更した部分で道の駅の管理料等も含めての試算等の内訳を示してほしい、資料としてという意味ですか。

○議員（11番 藤升 正夫君） はい。そのとおりです。

○議長（安永 友行君） 副町長、資料はできる。今日じゃない。明日資料を出してほしいって言うこと。（「収支見込はあるよね」と呼ぶ者あり）
ちょっと休憩します。

午後 1 時 23 分休憩

.....

午後 1 時 25 分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの 11 番議員の資料請求については、明日の一般会計の質疑の際に提出できるように準備のオーケーが出ましたので、そのようにします。

ほかに質疑はありませんか。4 番、松蔭議員。

○議員（4 番 松蔭 茂君） これ一度聞いたかも分かんんですが、このエポックさんに関する従業員さんとか、あるいは要するに関係する方がシイタケから撤退前と今とどのぐらい、関係というのは、それで困る人いね、もし辞めたとしてよ。辞めたとして、どのぐらいの人数がおつてですか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

菌床の生産をやめたのが 9 月からでございますが、そのとき正職員等、臨時の方も含んででしょうが、4 人退職されたというふうにお聞きしています。

○議長（安永 友行君） ほかに、10 番、庭田委員。

○議員（10 番 庭田 英明君） ただいまの 11 番議員の資料請求に関連して、その返還の何年で返されるか分かりませんが、それを銀行のほうが受け入れるかどうかというのも、確約を取って資料を出していただきたいと思います。

それと、私の素人考えでは、責任分担がその出資の比率によって決まるとすれば、ほかにも出資者がおるわけですので、その方の責任というのはどうなるわけですか。この社長の出資というのは、僅かな 100 万円に足つとるかどうか分かりませんが、僅かなもんだと聞いていますけど、ほかの出資者の経営責任というのはどうなるのかというのを、ないのならないでよろしいですけど、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 今庭田議員が言われたのは、資料の中に銀行の確約をついていうのを入れえちゅうん。それと 2 つじゃろ。もう一つは質問で。

○議員（10 番 庭田 英明君） 11 番議員が資料請求しましたが、その中に銀行の確約というのを入れんと意味がないと思いますので、そこのところを入れてほしいというのと、もう一つその出資者の責任というのは別の質問ですので。

○議長（安永 友行君） それは質問でしょう。

○議員（１０番 庭田 英明君） はい。

○議長（安永 友行君） ちょっと休憩します。資料については、私のほうで答えるわけにいきませんので、休憩します。

午後１時29分休憩

.....

午後１時30分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの１０番議員の資料請求なり質疑についての答えを、赤松副町長がされます。赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えさせていただきます。

先ほどの資料の件で、返済の計画というのは当然金融機関の皆さんと相談しないとできません。今時点でお知らせできる資料は、あくまでも損益計算書、道の駅だけに限った場合の損益計算書、じゃけえ収支ですね、収支というか、売上げが幾らあって、それに対する原価が幾らあって、それに対する維持管理費とか人件費とか、そういったものを除いたその収支がどうなるか、そこまでしか今の段階では示せられないと思います。

それを明日お示ししますということで、先ほどのところでは資料ということで提供させていただきたいということでございまして、今後の資金の返済計画というのは、当然先ほど１０番議員言われたように相手があることですし、その辺のところは金融機関とも調整をまだしておりませんので、その辺の資料についてはちょっと提供は難しいということでお答えしたいと思います。

それから、先ほど出資者の方の責任の問題ですけれども、全ての出資者の方に責任を求めるということは、なかなかこれは困難だろうということで、その辺は難しいと思います。あくまでも町としての設立当時からの町の責任と、本当ならもうちょっと債務超過分も全部負いたいということで提案させていただきましたけれども、いくらか会社の運営の中での発生した赤字ということで、その辺でも会社のほうと調整させていただいて、会社が負える最大のところでいうところで調整をさせていただいたということです。その辺はほかの出資者に対しては、なかなか請求は難しいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） １０番、庭田議員。

○議員（１０番 庭田 英明君） 難しいということですが、それは法的に無効だと解釈してよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 法的には、これは借り入れですので借り入れた方は返す、それで当然

そこには保証人の方もいらっしゃいますので、当然借金の返済については、第一義的には保証人さんのところに請求がいくというのが、法的な部分だろうと思います。

ただ、そうはいかなくて、やはりこの会社で設立して以降の町が関わってきた社会的責任というところで、幾らか町の側に責任があるだろうと。当然、会社の運営の中にも関わってきた責任があるということです、法的には町も逆に言えば責任がないということにもなるわけなんですけども、ただ法的な部分だけではいけない部分があるということで、今回こうして予算のほうを計上させていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかに、4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 私はそういう難しいことじゃなしに、先ほど聞いたのは4人と言われたですね。会社の社員の方が4人辞められた。私が聞きたいのは、それによって関係する例えば生産者がどのぐらいいらっしゃるのか。要するに関係する主に生産者ですね。それからシイタケ以外に出荷する人がおるかと思うんですが、そういう人がどのぐらいいらっしゃるかということをお聞きしたんです。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

シイタケの生産の方、組合がありますが、そちらの組合の方というのは、たしか16名の方がおられると思います。しかし、実際に出荷をされておられる、作ってエポックのほうに出荷されておられるのは11名か12名、これが実数値で、徐々に減ってきておるという状態でした。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ただいまの課長からの御答弁ですけれども、昨年というか、今も冬場もそうなんですけれども、私が聞いておるのは夏の作られる方が2名、それで冬菌のほうで7名、それで、もう少し今作っていないやけども、作ろうかと言うておられる方が出てきているというような状況で聞いておりますので、今の11名から12名というのは、また確認していただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 藤升議員の今の確認については、あしたそれまでに課長のほうで精査して、あしたの質疑で回答させます。

ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 2月24日、全員協議会で説明を頂きました農地耕作条件改善事業、いわゆるスマート農業のことですが、これについては議案書の78ページですか、参考資料の105ページの006土地改良補助整備事業費ということでちょっと確認したいんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） ちょっとお答えします。この農地耕作条件改善事業費につきましては、予算書のほうでいきますと73ページの設計委託料というのがございますが、200万円が、それがこの予算書に当たるものでございます。

参考資料でいきますと、参考資料は96ページの主な事業概要という表がありますが、その中の農地耕作条件改善事業費と、これが資料の予算に当たるものでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ありがとうございます。この200万円でいわゆる令和3年度と令和4年度で条件を整えるという話を聞きました。それから、一般質問でもそういう要望があるところは、このスマート農業をやりたいというような回答もあったかと思いますが、このスマート農法のトラクターですが、いわゆる機械ですね、これは従来というか、今現状でそれぞれの各農家が持っているトラクターに、何か機械を取り付ければこれスマート農法で生きてくるのか、もしくは新たにそういうのを整備したトラクターでないとできないのか。

それからもう一つは、真田地区の圃場整備をあれだけ1町以上の、1ヘクタールの大きさの水田に整備すると聞いておりますが、それがいわゆる半分の5反とか、そういう整備ができておれば、こういうアンテナ局ですか、基地局もセットすれば、そういうところでもできるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

まず、初めのほうのトラクターのことですが、これはトラクター自体あんまり昔の古いようなトラクターじゃちょっと難しいかもしれませんが、ある程度のトラクターであれば、そこに装備をして使うんですから、その現状あるトラクターで対応できるというふうに思っております。

それから、面積的なものですが、やっぱり効率性を言えば、どうしても大きい田のほうがいいと思いますが、5反もあれば、それでこの事業をやると、これは可能だろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 79ページの鳥獣被害対策費の中に、狩猟免許取得促進事業補助金27万円がありますが、これはどういう、狩猟免許を取るための補助金じゃろうと思うんですけど、狩猟免許はいろいろありますよね。鉄砲とかわな、どれでもいいわけですか。それともわなにも箱わなとくくりわなとあるように聞いておるんですが、これちょっと内訳というか、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

ちょっと要綱を見ないと間違ったことを言ってもいけませんが、確かに議員が言われるとおりに、全てのわなにこれが該当するんじゃないでしょうか。この補助金自体がいわゆる有害鳥獣、そちらの駆除をしていただけるそういう捕獲班、この人を少しでも確保していきたいということで、こういう制度をつくったものでございます。

ちょっと今要綱を持ち合わせてないんで、また詳細については、また明日にでもお答えさせてもらいます。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 先ほどのスマート農法で、もう一度お尋ねします。

G N S S 基地局の整備という説明を受けました。それで役割としては、G P S 等の衛星測位システムの測位情報を補正する役割を担うということで、このG N S S 基地局を整備すると、宇宙にあるG P S 衛星からこの信号を受けて、スマート農法ができるというもんだと思いますが、そうすると、これはいわゆる座標管理になると思いますが、そうすると道路の座標が管理できれば、自動車の自動運転にも使えると、将来的には、ということになるんですか。

もしそういうことになるんだったら、ある程度そういう将来を見越した設計が必要であるが、もう全然駄目だと、農地だけだということで、その地域の農地にセットするのか、その辺りのことについて将来的なことを考えれば、同じ資金を投入するのであれば、そういう将来を見据えた設計が必要ではないかと私は考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

その車両の無人のことにつきましては、ニュース等ではお伺いしておりますが、具体的にどういうシステムになっておるのかにつきましては、存じておらないというのが私の実態でございます。

確かに、G P S でこの基地局をつくって補正をしていくというシステムであれば、それは議員が言われるようなことが可能かもしれませんが、ただこの基地局というのが全協でも説明したかもしれませんが、最大でも10キロでしたか、もう飛ぶ範囲が限られておりますので、ですから、その直に、無人車両等に使えるということではならないと思っております。そのためには、やっぱり今の5Gですか、その辺の整備というのが必要になってこようかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 今の流れ、それなら6番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 今の飛ぶ範囲が10キロまでだから、車には使えないという説明ですが、本当にそうなんですか。

今GPS機能で車でそれぞれ皆さんの車についておと思いますが、そのGPS機能と合致させればと思うと、今設置する基地局そのものは10キロぐらいしか飛ばないかも分からないけど、その10キロ範囲内にある道路なら補正ができるということを考えていけば、将来的にそういうところを町内に設置していけば、農業もできる、公共交通網も無人の利用ができると、これスマート農法もできるということになるんじゃないかなと思いますが、そういう長い目というか、大きい目で見た管理というのを研究頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 確かに議員さんが言われるようなことにつきましては、今後研究は当然していかなといけんだろうと、そういう時代が来るだろうというふうに思っております。

これにつきましては産業課だけでなく、関係する課、これでいろいろ情報交換しながら、ほかのところからも情報を入れて調べていきたいというふうに思っております。

ただ、本事業につきましては、もう設計に入っていないといけませんので、全協で説明した形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの第三セクター整理交付金の件なんですけど、この3,000万円を町が見るということなんですけど、その根拠ですいね、あれは法的には全部借りた人が見るというあれであって、町が見るという根拠をちょっと分からんもんでお聞きしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

第三セクターの性格上といいいましょか、当然町が出資を半分以上しているということもあるんですけども、そういったところで会社自体も公共的な事業を担っていただいたというところもございます。

そして、その中で諸事情で経営が悪化したということでございますけども、普通の会社ですと当然会社のほうの責任というのが通常でございまして、当然そこに負債等が発生すれば会社のほうで負担するのが通常でございますけども、そうは言いながらも今回の場合は町がその運営にも関わってきておりますし、当然その公共的な部分を担っていただいたというところもござい

ます。

そうした中での赤字が発生したということでございまして、全部それじゃそれを会社のほうにかぶせるというのはいかがなものかというところで、それでその経営の責任の一角はやはり町にもあるわけでございますので、そういったところでこの債務超過の部分については、町のほうで何とかしていきたいというところで計上したんですけども、その後いろいろまた会社のほうとも協

議をする中で、町のほうで3,000万円を補助金として交付していこうというところで、今現状そうなっているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 4,700万円金融機関に借りるときに、借り主が誰か保証人を立てておると思うんですけど、その保証人に町がなっているのか、その辺もちょっとお伺いします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。当然借入金ですので、保証人というのは立てていますが、その保証には町は入っておりません。ただ、その借入れをする際に、会社の役員会であるとか、そういったところでは町のほうも参加をしておりますので、そうしたことで会社自体の運営も町がずっと関わってきたというところでの責任ということで、御理解を頂いたらと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） そうすると、法的責任というのは、町はちょっと私には分らないのですが、見受けられないというふうに思えるんですけど、法的責任がないものを町が見るということは、ちょっと私は分らないのですが、そこら辺はどういうふうに説明するんかね、ちょっともう一回お願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 先ほど来同じことになるかもしれませんが、第三セクターということで、町が出資をしてつくった会社というところで、民間の会社とは若干ちょっと違うというところがあると思いますが、そうした中で、それじゃ全責任を町が負うかというところも議論があらうかと思います。

それで、そういった中で会社とのお話し合いの中で、今現在のところは町のほうで3,000万円の補助金を交付しようというところで、今はそういうことになっているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この第三セクターの整理のことなんですが、先ほど来いろいろ出ていますけど、今でも道の駅の食堂部分は赤字が出ていますし、こちらの販売もそうそう喜んで黒字が出るような状態じゃ今のところないと思います。

それで、社長はこれを受けなければ返済もできないし、受けても返済がどうなるかというのは、大変微妙なところであると私は思っております。

なので、第三セクターとしての責任を考えれば、町は2,000万円もの金を個人に押しつけ

て、町は撤退する、今度第三セクターではなくて株式会社になるわけですので、撤退して責任は放棄するというやり方は、私は大変卑怯なやり方だと思っておりますので、そのことは一言言っておきたいと思います。

それで、今言ったように経営が、あした資料を出されると言いましたけど、決して楽な道じゃないと思っております。

そこで、今度は金融機関との話になるわけですけど、返済をできるような年数とか、いろいろな面でその返済可能な条件を、町として責任を持つのかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えさせていただきます。

金融機関との協議に今からになるわけでございますけれども、当然今議員がおっしゃったように、返済の計画に当たってはそんなに楽な計画にはならないというふうに十分思っております。

ですので、当然金融機関との協議の中には町も入っていきながら、三者で協議を進めていきたいと。会社に決して全てを負担させるような、そういうことにならないようにというか、町が公金を出すというのはなかなか難しいと思っておりますけども、いろいろ三者で協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 時間もたちましたので、ここで10分間休憩します。

午後1時58分休憩

.....

午後2時08分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開します。

引き続き労働費及び農林水産業費についての質疑を行います。ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 74ページの棚田保全事業費についてお伺いします。

今年は25万円で、昨年が52万1,000円って、事業費として少ないとは思いますが、何も、去年もライトアップを町長見送って、今年、今年度のその予算で何か事業を対応されるかと思ったんですが、この当初予算で計上されていないということは、途中のところでまたされてかどうか、そこをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

ライトアップ事業ですが、これは地元のほうでもいろいろ助成金等を探して、自分たちでやろうというようないろいろ模索されたんですが、結局助成金とつかないというような実態になりました。

それで、今その全額を町が負担するかというと、そうにもならないということがありますんで、今からライトアップ事業をするということになれば、やっぱりもう少し地元と協議してから、町もどの程度出すとか、その辺は検討をしていかないといけないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。１１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） 予算書７３ページ、農業振興費の００２農業振興総務費で７３ページのほうから説明の８番目にあります業務運営関係委託料ということで、資料の提出を頂きましてありがとうございました。

そこで、今日提出していただいた資料のほうからお聞きをしたいと思います。資料の１ページの真ん中に、地域商社設立事業費委託料の内訳ということで上がっております。地域商社設立支援業務委託料４６２万７、０００円、業務内容が、吉賀町版地域商社の構築について計画書の策定支援を行い、特に財団法人の設立に向けての総合的な支援を実施するという説明がされております。

そこにさらに費用内訳として、地域商社システム構築計画策定支援費として上がっておりますが、具体的に総合的な支援ということですが、じゃあ丹後王国さんのほうが今こちらに来られている方の、さらにその支援をするという意味合いなのか、具体的にはどんなお仕事を委託するのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

地域商社の設立に向けての全般的なその計画の策定の町の支援ということでございますが、実際今来ております協力隊につきましても、その丹後王国のほうから当然いろいろな情報なり、指導は出していただきます。

この策定支援は何に使われるかということですが、要は向こうでのアドバイザーとしての人件費、そういうものが主でございます。

○議長（安永 友行君） １１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） 確かにアドバイザーというふうに言われますけれども、既に今年度またその前年度、この設立支援業務委託ということでは、予算化されたものも含めて１、０００万円を超えているわけですが、やり方の順番が違う。

今年度パネルディスカッションとかもされたんですけども、本来なら一番最初にすべきことを、後からやっている。住民の方は、昨日も会う方何人か地域商社ということでお聞きをしても、「何やそれ」という返事ばかりでした。

本当そのぐらいでしかないのに、今大事なことは町内での機運をつくるということにもっと力を注ぐべきでないかという私は感じるんですけども、今の丹後王国のほうのやり方というのが、

本当に吉賀町に合う形でないように思うんですが、そこにお金をこうやって出すというのは、いかな、本当に出さなきゃいけないのかと。逆に心配をするのですが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

もちろん、委託先の丹後王国、御意見というのはもちろん指導していただきますので、こういう事例があるとか、その辺はちゃんと指導していただきます。

ただ、大元となりますその進め方等につきましては、これは町の産業課が窓口になって決めていますので、それに基づいた支援をしてもらっておるところで、状況はそういうことでございます。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 地域おこし協力隊に業務委託をするということになっておるんですが、先ほどの資料によりますと、有機茶の場合は1名で470万円、それから農業公社が10か月分ですが、391万7,000円というのに対して、地域商社設立人材コーディネート業務委託の中で、地域おこし協力隊が565万円と、それぞれ金額があまりにも違い過ぎるんですが、特にこの地域商社設立に向けては、丹後王国から来ていただいておりますが、これなんかちょっと高過ぎるんじゃないかなと思うんですが、何かそのあたりでのどう言やあいんですか、あるんですか。（笑声）

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

協力隊制度については御存じだと思いますが、特別交付税の対象となる上限というのは決まっております。ただ、今の会計年度任用職員、この制度が導入された関係で、非常に上限が上がってきております。

昨年ですと440万円でしたか、それが令和3年度ですと470万円、またその次、令和4年度は今のところまた10万円上がって480万円となる予定だというふうにお聞きしておりますが、ですから、基本的には有機茶にしる、ほかの協力隊にしる1年間470万円というのを基本にしております。

ただ、三百幾らになっておるのは、10か月分を上げておるから、そういう形になっております。

しかしながら地域商社、これについてはその上限額超して倍近くになっておりますが、これにつきましては、やっぱりある程度の知識を持った人間を呼ばないといけないということがありますので、その報酬につきましては、高めに設定をしてやっておるということでございます。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） それはある程度知識を有した人を呼ばなければいけないというのが、この付加報酬になるわけですか。何かちょっと付加報酬を払っておる割には、地域商社について私たちには何も見えませんが、どのような、先ほど来計画をいろいろ聞きましたが、ただ絵に描いた餅にしか見えませんが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。絵に描いた餅じゃなく、今からその絵をしっかりとやろうというふうには思っておるところなんですけど、先ほど言いました付加報酬というのは、これは本人のいわゆる時間外勤務、最多のものを付加報酬というふうにこれは上げておるところでございます。

基本的には、1日当たり2万5,000円ということで、これは彼の場合日当の算定をしております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 地域商社のことなんですけど、その前にちょっと11番議員が資料請求した中に、サフランのブランド化事業、ラッキョウのブランド化、米のブランド化等々が書いてあります。報告されておりますけど、いずれにしろ道の駅プロジェクトもそうですが、何年かやって成果が出ない、その事業がだんだん最初の花火は大きく上げておいて、ラッキョウなんか令和2年度をもって休止するという報告ですよ。

それと、この米のブランド化事業なんかも、最初は出席者が随分おりましたよ。最後に出席したのは、たしか3人か4人だったと思いますよ。それで、日渡村の米、ブランド化して売っておる能美さんなんかは、2回ぐらい出られたけど、もうあきれて全く顔をのぞけんようになりました。

この間八丁堀で広石の米を売られておったというのを情報で聞いていますけど、全てがそんな感じで、行き当たりばったり、何の計画性もないやり方だと私は少し本当憤っております。

ここの水田活用園芸拠点づくり事業でも、吉賀町はキャベツ、ブロッコリー、アスパラ、ミニトマトを指定しておるということですが、一般質問でも言いましたけど、これはもう東北なんか米どころは、随分前からもう危機感を持ってこういう政策を打ち出してやっておるわけですよ。そこでキロ30円ぐらいのキャベツをつくってですよ、次の再生産ができるわけがないんですよ。

だから、これどっちが指導したんか分かりませんけど、生産者がこれでやるって言うたんか分かりませんけど、もうちょっと米にしろ何にしろ、生産者と現場に出て、生産者と膝を突き合わせて意見を聞きながら、どうしたらいいんだろうかという方向性を探らんと、特に昨今は職員

の方も町外からの方も多いわけですので、その辺のところをまず地域商社じゃ何じゃ言う前にです、基本的なことをきちっと抑えてからこういう事業に取り組むべきだと思います。

もう3年もたって今頃になってワークショップをやるなんかちゅうのは、むちゃくちゃな話ですよ。それはほかの自治体が聞いたら笑われますよ、こんなことで錢を使うとるというのをあれしたら。

それはそれにして、財団法人のことで聞きたいと思います。財団法人、株式会社、社団法人、3つの法人をつくって生産から販売までを指導していくということですけど、多分おるかも分かりませんが、このたびのエポックの件で、株式会社に出資しようというようなその法人なり個人はそんなにおりませんよ。おらんと思いますよ。

それで、財団法人ですが、今、町と農協、金融機関と商工会か、そこでちょっとここに財団法人が書いてあるんで、読み上げますよ。「財団法人とは、法人格を付与された財団のことであり、ある特定の個人や企業などの法人から拠出された財産で設立され、これによる金利配当金及びその他の運用益を主たる事業原資として運営する法人である」と規定されていますけど、町が出捐金を3,000万円出すという方向性が示されましたよね。ほかの法人にはなぜ求めないんですか。町だけがなぜ出さんといけんのですか。

それと、ここで財団法人をつくって、理事さんを置くわけですけど、代表理事がその事業に対して本当に張りついてその事業を遂行するという保証はありますか。ただ出資ちゅうか、理事になってくれというお願いを今しておるだけであって、それで事業は本当に皆さんがやって、吉賀町を盛り立てていこうという機運が高まっておるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、財団のことについてお答えさせていただきます。

この財団につきましては、この間全協で説明させていただきましたが、4月から関係する団体、今言われたような商工会とかJAとか、それに合わせて今生産者のいろいろ組織にも声かけをさせてもらっております。

そういうところでその検討会議という名称をしようと思いますが、そこでどのような形を最終的に作り上げたらいいかというところを議論していただいて、もうそれを8月ぐらいまでにはまとめたという今スケジュールであります。

ですから、今それじゃ理事が誰になるのかということを、初めにこれ決めるじゃあございません。

あと出捐金、これ3,000万円というので今まで話をさせていただきました。ただ、今からの話によって、当然3,000万円が下がってくることはありますんで、今の財政出動をなるべく

く少なくするというこも、この間お話をさせてもらいましたが、その辺は検討してもらいたいと。
3,000万円にこだわっておるわけじゃございません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今言いましたように、ほかの団体には出捐金は求めないのかというのを聞きしておきたいと思ひますし、それと、町長たしか行政はタッチ、この3つの法人の中には入らないんだというたしかお話があったと思ひますけど、それはそのとおりとして受け止めてよろしいんですか。

町が事業を起こして、そしてほかの法人にそれをお任せすることで、果たしてこの地域商社という事業が前に進んでいくとは考えられません。多分早う言うたら寄り合い所帯ですので、誰が責任を持ってこの事業を遂行するのかというところがぼやけている。誰も責任を持たない、そういう団体は迷走すると思ひますよ。

もう一度お聞きしますが、ほかのその団体に出捐金は求めないのか。町だけが出すのかということと、町はこの3つの法人に関わらないのかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

今の計画ですと、財団、株式、社団というようなお話をさせてもらっています。株式と社団については、町はその出資とか、そういうことはしないんだという方向性を持っております。

ただ、財団につきまして町が関わらないということは、申し上げてはおらないと思っておりますし、町が責任を持ってやるから、100%町が出すんだというふうに私は考えております。ですから、この財団につきましては、町は関わりを当然持っていかなければいけないというふうに考えておる次第です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 先ほどの関連になるかと思ひますけども、いわゆるこの地域商社たるものを考えついたといひますか、発足したのはいわゆるトップダウン、町長がやりたいというようなことで発足したんじゃないかと私は感じておるわけなんですけど、なぜかという、地域の人がそういう土壌が醸成されていない中で、しかもその担当課がラッキョウであり、サフランであり、いろんなことを仕掛けてみたけれども、結局頓挫しているわけですね。もう生産者もない、なかなかっていうことの中で。

そうした中で令和元年、2年、3年、今回入れますと全部では総工費っていうか、四千六百幾らかかるわけですよ。そうすると、エポックぐらいの問題じゃなくて、もとが発足せん、走り出さないうちにもうそんなお金がかかっているという中で、財団法人であれ、株式であれ、公益法

人であれ、そういうところまでもまだこぎ着けられない。

町長はこの前もおっしゃいましたよね。他の自治体から言えば、こういうものを立ち上げるのにしちや費用が非常に少ないと。何を基準に私は少ないかと言っとられるんか意味不明なんですけれども、自分の懐と換算してのお話でしょうか、分かりませんが、いずれにしてもこういうやり方をしていくっていうことは、本当この町の将来というものがどういうふうに迷走するんだろうかなということを非常に危惧しているんですけども、もっともっと地元が盛り上がって、本当言ったら地域が盛り上がってきたから、方法を何とかしようよという中で、各担当課であったり、役所に相談して、最終的にはトップが町民の代表で皆さんの意見を聞く議会に諮って、予算をつけようというような流れが、私は順当なことじゃないかなと思うんですけど、その辺はどういうふうに感じておられるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 確かに今年度といいますか、令和３年度の当初予算に相応の金額を計上させていただいておるわけですが、紆余曲折ありました。それから、去年のところは後半のところではいくらかスケジュールを変更させていただいたり、丁寧な取り組みをさせていただいたということでございます。

予算が伴いますので、その都度我々といましては、産業課を中心に議会のほうで、全員協議会のほうで説明をさせていただいて、その上で議決を頂いて事務を執行させていただいたというふうに承知をしております。

決して住民の皆さんであつたり、議会を軽視した取り組みといいますか、施策の展開はしていないというふうに私は承知をしております。

ただ、足らない部分とか、本当に我々では気づかない部分がたくさんあるわけですから、それは議会のほうから叱正を受けながらこれまでやってきたつもりでございます。いよいよ近いうちに準備会といいますか、先ほど担当課長のほうから検討会というような表現もさせていただきましたが、財団の設立に向けたいわゆるその組織体をつくって、具体の協議を進めていこうということで、今から形にやっどこできるかなというところまできたというふうに思っています。

ですから、これが、それが現実のものになるかどうかというのは、まさにこの令和３年度の当初予算にかかっているんだろうと思いますけど、それは議会の皆さんが御判断をされるわけでございますので、私といましては、産業課のほうを中心にしっかり積み上げをしてきたものというふうに承知をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） １１番、藤升議員。

○議員（１１番 藤升 正夫君） 先ほど山本課長のほうの御答弁の中に、いろいろな組織に声をかけてきているということで言われました。いろいろな組織について具体名で答えられる分につ

いては、お答えを頂きたいということと、それから併せて財団法人に対して、町は関わりを持っていくということを言われました。

その関わりというところで思いますのは、これからどのような方に理事になっていただくかということ、検討会の中でも協議をされるというふうな御説明でしたが、その理事さんに何を求めるか、理事の要件、どんな仕事をしてもらうのか、そういうことについてお考えがあればお示し願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

理事に何を求めるかという辺につきましては、正直なところ今のところまだ決めておりません。

それから、今の呼びかけておる団体と言いましたが、これまだ歩いている最中でございますので、全部決まっておるわけじゃありませんが、産直協議会、こちらのほうにもお声かけをさせていただきましたし、農業公社、エポック、こちらのほうにもお声かけさせていただきました。

ただ、これが例えば農事組合法人とそれを全部集めると、これはまたまとまりがつかなくなりますので、それはその各法人、農家の方のお考えというのは、どういう形でまとめるかは、これはまた別な方法でやりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 議案書、予算書では80ページですか、農林水産業費の林業振興総務費002、ここで今年ですか、地域おこし協力隊を募集していたということでしたが、先般説明がありまして、4月から3名の地域おこし協力隊を雇用して、この人たちに林道網の整備とか、森林の整備をすると、そういう事業になってもらうんだという説明がありましたが、それは非常にいいことなんです、資料の前のページに、これは鳥獣被害対策費ということで、「鳥獣被害は云々という事業目的がありまして、希少植物の食害、車両との衝突事故等の被害ももたらしており、被害額として、数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしています」という、鳥獣被害の対策費もここに設けられておりますが、これ以上に問題なのが、町内にある山がかなり伐採ばっかりされておって、その後植林が進んでいない山がかなり見受けられます。それらの対策については、この予算書ではどこを見ればいいのかと思うんですが、その辺りについて、森林を再生させるのか、今の山を。

木を全部伐開したまま放っておいていいのかということも、加えて説明をお願いしたいと思います。その辺りの町の政策はどのようになるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

これにつきましては、2月24日の全員協議会のほうで、林業全般について話をさせていただ

きましたが、予算書でいきますと81ページの上から5番目ですね、高津川流域森林再生支援事業補助金という新しい補助金を設けました。

議員が言われるとおり、もう全部伐採してそのままにしておく山林が実際吉賀町だけじゃないですが、増えております。それで再造林をするに当たっては、補助金をつけましょうと。もちろん、木材も古い樹齢で出す木は出していけないといけないんですが、そこに再造林はしてもらいましょうという約束事をして、補助金をつけるというような制度を新たに今回設けました。

ですから、町としましては、路網もしていきますし、もちろん木も出しますし、ただ再造林は当然災害等も考えますし、将来的な資源も考えますと大事だと思っておりますので、その方向でいきたいというように思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 資料100ページのブランド化についてお聞きします。

その前に、先ほど道の駅プロジェクトと言いましたけど、木の駅プロジェクトの間違いでしたので、訂正をいたします。

このブランド化ですけど、11番議員が請求した資料の中に先ほども申し上げましたが、ラッキョウは令和2年度をもって休止する。サフランは、来年度以降は地域商社で取り組みを検討しているということであります。それと、このブランド化は米もこの地域商社で取り扱うということが、いつの間にか滑り込んでいましたので、地域商社と絡めてお聞きしたいと思います。

それと、お茶ですが、これもブランド化をするということでしたけど、いつの間にかその計画から抜けていまして、今協力隊の人が1人来られてお茶の畑は管理されておりますが、結局協力隊で来られた女性の方は、加工所を自分でつくって、これは産業課の支援もあったと聞いておりますが、つくって今から事業に取り組んでいくということです。

あの方は、あんまり軽く見ないほうがいい、結構な世界的に有名な方だそうでありますので、こういう人たちをもうちょっと丁寧に扱って活用していく知恵をもらう、そうすることが地域が伸びていくことだと思いますので、いろいろなIターンの方もおられますけど、そこは行政のほうできちっと見分けをつけて、支援するところは支援していただきたいと思います。

それで、このラッキョウなりサフランなり、米なりですが、私はまず今の加工所がどうなっておるかというのを、ちょっと現実を見る必要があると思います。

六日市の加工所は、「やくろ」のほうに移譲されましたけど、結局「やくろ」もさじを投げたということを聞いていまして、それを社協に何か話を持っていったということを聞いておりますし、蓼野のみそも後継者がいないということで、たしか休止にするという計画だそうです。

柿木も御多分に漏れず、それに携わる人が随分減って、Iターンの方が今2人でやっとなるような状態です。優秀な職員の提案があって、結構加工品なり物だけじゃなくて、そのサービスなり

が対象となるものとして開発されたということですが、最終的には地域商社にしろ、ブランド化にしろ、そのふるさと納税の返礼品にしろ、やっぱりその吉賀町でできたものを加工して、それを返礼品にするというパターンをつくっていかないと、まず最初に一番トップのところをつくって、後からその下をつくるというのは、ちょっと順序が違うと思います。

それで、この米のブランド化ですけど、これはもう少し真剣になって取り組む必要があると私は思っております。先ほど能美さんの話もしましたが、米コンクールに、食味コンクールに町長も参加されておると思います。今、「注連川の糧」なんかは個人でやっておるわけですけど、やはり聞いてみますと、この食味コンクールでやはり仲買の方とかが求めているのは、その地域づくり、まちづくりだそうです。

その食味がただいいと、もちろんそうなんですが、それだけを求めているんじゃなくて、どういうストーリーがあってまちづくりをされておるか、そして行政がそこにどれだけ関わっていつておるかということは、やはり今持続可能な社会をつくるという意味で、向こうの方もそれを求めているという話でした。

それは町長も参加されておるわけですので、ほかの自治体がどれほど力を入れてその米を本気で売り込んでいるかというのは、実感されておるとは思いますけど、そこの辺で先ほど申しましたが、もう少し職員の方が地域に出て行って、生産者と本当に膝を突き合わせて話し合いをしなければ駄目だと思います。

その辺のところを町長少し職員の方にも理解を頂いてもらって、その辺のところを進めるべきだと、私はそのところが一番大事な地域づくりにしろ、こういう農作物にしろ、何にしろ住民との理解をもらうということが、まず出発だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まだ昨年「注連川の糧」のメンバーの方が、静岡で日本一お米のコンテストで金賞を取った会場には、私はまだ行ったことがないんですが、数回いわゆるその食味鑑定コンクールがございます食味選手権のほうには、数回同行させていただきました。

まさに総合部門で最終的に金賞を取りますと、グループ、個人をはじめ関係者の方は、本当こぞって涙を流して受賞される。これが5年続くと、また一つ上のランクで、いわゆる袋ですね、これも立派な袋で相対できるというようなこういったシステムなんですけど、本当にこれを見ると、いかにやはりすばらしい熱意で皆さん取り組んでおられるかというのは、勉強になります。やっぱりああした姿をまず見るというのも、私の立場で言うと非常にいいことだなというふうに思っております。

問題は、そのお米ならお米でその物が食味があつて、それおいしい米が何よりなんですが、その背景とかストーリー性というのがまた大事なところであります。そのためには、やはりその

農家さんお一人お一人ということじゃなくて、地域を挙げてブランド化に取り組むというような姿勢が、私はやっぱり必要なことだろうと思います。

お米に限らずというお話でございました。これは農林業に限らずというふうになろうかと思えます。商工業に限らずと。住民の皆さんに一番近いところで、我々行政職員は事に当たらないといけないというふうに思っていますので、やはりまた何かの機会で職員のほうには極力地域に出かけて、地域の住民の皆さんの意見を聞きながら仕事に取り組んでもらいたいということは、また追ってアナウンスもさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、3番の労働費及び農林水産業費の質疑については、これで明日に保留をしておきます。

この次については、休憩をしてその後商工費及び土木費を始めます。

休憩します。

午後2時55分休憩

.....

午後3時06分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

当初予算の質疑に移ります。

ページ84から93の商工費及び土木費の質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） すいません、資料のほうでお聞きします。

資料の110ページ、すいません、今の取り消します。ちょっと範囲が違って商工費からですね、商工費やから合うとるんか。すいません、合うてました。

資料の110ページで、企業誘致、産業立地事業費のところでお聞きをしますが、この資料の主な事業概要のうちの2つ目に、旧高尻保育所施設の維持管理費として上がっておりますが、今年度の中でも私もそういう事務所がないかという問合せなんかで、こういうところもあるよとか、紹介はさせてもらっているんですけども、実際は違うところに行かれましたが、ここの今インターネットの環境も整っていますし、これからやっぱりどう使ってもらえるようにPRするかという点で、現状において構想があるかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現状ということでお答えいたします。

まず、今の高尻保育所の維持管理費というのは、水道、光熱費の基本料金を払うための経費で

ございます。ここは今現在のところ、利用者は今は不在でございますが、現状いろいろ協議している事業者もございますので、そのように活用していきたいと考えているところでございます。

全体で申し上げますと、従来から行っております企業立地セミナー、これ東京で行われる全体のセミナーですけど、こういうところへの参加や、広島で行います誘致企業の説明会等に参加いたしまして、幅広く行っていたところでございますが、今のこの御時世でございますので、全てが自粛ということになっておりまして、オンラインでもまだ開催されていない状況ということで、御理解頂ければと思います。

一方、その維持管理費の2行下でございますが、官民連携アドバイザーサービス業務委託というのを継続して今行っているところでございます。

これは、東京にネットワークを持つ会社が、いろんな分野で町の提案を聞いていただきまして、手上げ方式でいろいろ協議をしているところでございます。

現状を申し上げますと、この官民アドバイザーサービス業務委託で動いている事業が、今3企業動いております、これまだ具体的にこちらで何を行っているかというのは、1つは吉賀電力という事業を立ち上げておりますが、そこのほかについても事業の立ち上げに向けて今協議を行っているところでございます。

そういう官民連携の場でも、こういう高速インターネットの整備状況などもPRしながら、企業立地に努めてまいりたいと今は考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 参考資料の111ページなんですが、プレミアム商品券が200セット上乗せされておるんですが、これは昨年度の3,500セットが完売して、なおさら足りなかったということで追加だったのか。あるいはコロナ禍で冷え込んでいる商店街を活性化するとか、助成のために200セット上乗せしたのか、どのような理由があって200セット上乗せしたのかをお聞きます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

この事業につきましては、スタンプ協議会さんがやられるわけですが、令和2年度分ですね、今年分につきましては完売をしております。その協議会のほうから、スタンプ会のほうから実際200セット増やしてほしいという要望がございました。

その理由は、今議員さんも言われましたが、実際もう今コロナの関係で商店が非常にきつい状態があると。そこを少しでも改善したいということで、200セット増やしてほしいという要望から、これを上げております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 今のプレミアム商品券なんですけど、これは購入が1人が何枚という限定があるのでしょうか。限定を設けておるのか、そこら辺のことをちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） これは町のほうが決めるわけではございませんが、昨年で行きますと、昨年になりますか、もう。令和2年度の分でいきますと、1人3セットということでございました。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、次の消防費及び教育費、ページ94から118に移ります。消防費及び教育費についての質疑を許します。質疑はありませんか。ページ94から118の消防費及び教育費の質疑です。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 94ページ、消防の全体的なことになるかもしれませんが、併せて今消防車、あるいは救急車、高規格の消防車両もかなり入っておりますが、以前から町道の進入路の幅の問題があると思いますが、一応町内全て町道における調査、進入は全てできるのかどうか、高規格に対応はできているのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変申し訳ありません。正確なところでの答えにはならないかと思います。今1番議員がおっしゃられたその高規格の意味合いがちょっとあれですけれども、消防に関する車両につきましては、さまざまな規格のものがございます。それに合わせて全ての町道がそれに合わせて対応できているかという、それは現実的には対応できない部分もあるんだろうというふうには思っているという、それは現実そういう状況があるというふうには認識をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） というのは、広域組合の中でも、かなり消防車、あるいは救急車の更新をして、車両の幅とか、準中型でないと、今この運転の補助金も出ているわけですね。そうした車両の幅が入らないと、せっかくの高規格の消防車も有効でないという考え方もあるかと思います。

それで、できればそうしたことについて、調査はすべきだと考えておりまして、そういう対応についてもどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうした御指摘も当然あるというふうに思います。実際、今六日市分遣所、それから柿木分遣所で所有しておる消防車両の中で、規格が大きいものでいきますと、いわゆるポンプ車と言われるものでございます。

一般的に町道に入ろうといたしますと、大体入って行けるんですけども、実際に車同士が行き交うとか、なかなかそういったところは難しい部分もあるんだらうというふうには思っております。

改めてということにはなりますけれども、また町道を管理しております建設水道課とも少しそういった視点で消防車両の移動と、それから実際の町道の状況というのを突き合わせて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 99ページの教育費ですが、一番上にあります庁用器具費、参考資料の135ページのほうに、下の段にタイムカードの機器購入費94万3,000円とあります。

ここの説明で、学校の働き方改革で教職員の負担軽減を図るため、町内の小中学校にタイムカード機器を導入しますということが掲げてありますが、ということは、タイムカードを入れると時間外が実際に減るのか、それから、または今までサービス残業を行っていたから、結局負担軽減が少なくなるのか、タイムカード入れただけでは、実際にあるもんであったら時間が減ると思えませんが、その辺のところは入れるのが悪いというわけじゃないんですが、入れたらどういうふうに、確実というか、負担軽減になるのかというところをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。お答えします。

今回のこのタイムカード機器の導入についてです。こちらのほうに働き方改革で教職員の負担軽減を図るためというふうに書いてありますが、全国的な学校現場における働き方改革の推進に係るところで、国、県のほうから学校現場の場合は、時間外勤務という捉え方というよりは、在校時間という、実際に学校にいらっしゃる時間、そういう捉え方をしています。

そういった形で、実際にこれまで数値的な客観的なデータ、そういったものを持ち合わせていないというところで、今後そういった客観的なデータの把握、そういったものを把握して、そういった働き方改革のほうへもつなげていこうというところで、全国的にそういった推進運動があって、そういったタイムカードなり、そういったものが入ってきていると。

その一環として、吉賀町においてもいろいろ検討させていただいたんですが、やはりタイムカード形式のものを導入するのがいいのではないかとということで、予算計上をさせていただきま

した。

○議長（安永 友行君） 5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） これはあれですか、県内ではトップでやるというような形なのか、それで今の一般の会社とは残業手当という形ではないというお話ですけど、実際にタイムカードを入れて、実際のこの時間が8時間労働が12時間常時できておるということになる、そこから働き方改革を変えていくということになるわけですか。校長会にでも例えば「毎日12時間おるから、もう少し少なくてもらわにゃ」とかというような指導ができるということになるわけですかね、その客観的なものが出てきたら。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。まず最初に、タイムカードの導入ですけど、県内では大体のところでいろんな形がございます。1つにはこういったタイムカード形式のものであったりとか、ICチップ、これもタイムカードと同じようなものなんですけど、そういったものを導入しているところ、あとは今回吉賀町においては、デジタル機器の更新をしましたが、そういったデジタル機器の電源のオン・オフで在校時間を把握したりとか、いろんな方法があって、それぞれの市町の学校でいろんな方法でそういったデータを蓄積しています。

いろいろ検討させていただいたんですが、まだ決定しているわけじゃないんですが、吉賀町においてはタイムカード形式のものが安価で把握がしやすいんじゃないかということで、今検討しているところでございます。

それから、このタイムカードで客観的データを把握したら、すぐその働き方改革につながるかどうかというところでございますが、なかなか難しい部分もあるかと思いますけど、まず全国的なとか、県下的なそういった学校現場におけるその在校時間等の把握、そういったところを含めて、国、県が進めているというふうに理解しております。

○議長（安永 友行君） 7 番、河村隆行議員。

○議員（7 番 河村 隆行君） 同じく98ページのGIGAスクールについて、全国ではもう九十何%の普及率、授業を行っている。当町どのぐらいの普及といいますか、もう導入されて使用されておるんですか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えします。

議員がお聞きしているのは、GIGAスクール構想で1人1台端末の導入のことについてというふうに理解します。

児童生徒の1人1台端末については、端末機器につきましては、既に納品が終わっております。納品は終わっているんですけど、今現在年度末、それからすぐ年度初めに変わってまいります。

学校現場、校長会等ともいろいろ協議をした結果で、新年度に入ってから児童生徒に配付、使用、そういったものを進めていくのがいいんであるということ、実際に今年度は機器を使って途中までの授業を進めている経過がありますんで、今年度いっぱいはその機器を使って授業等を進めていって、新年度に入ってから新しい機器の使用に入っていくと、今そういうふうに学校現場とも協議をして、計画しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 96ページに、消防費の防災設備等整備事業費が出ております。建設工事費で約2億5,700万円計上されておりますが、この防災無線については、前から整備を進めてきておるわけですが、これいつになったら完成するのか、そろそろ見込みが立つところだと思いますが、その辺りについてどのような計画かお知らせください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今正確な契約期間というものを示したものをちょっと手元に置いていないので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、この事業に関しましては、令和2年度、そして令和3年度にかけて2か年度で行う事業ということで今進めております。

それで、事業全体のいわゆる完成ということになりますと、これは来年になるということになってくる、こういうスケジュールで今進めているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 先ほどの7番議員の関連ですが、以前の全員協議会の際に、タブレットを貸与されても家庭で使えないところが約2割ぐらいあるということだったんですが、それについては検討するという答弁でしたが、その後タブレットが使えない家庭については、どういうふうになりましたか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。タブレット端末を今回導入いたしました。今回導入したタブレット端末がインターネット環境があつて主に使えるという状況でございます。

昨年からのコロナ禍の影響で、こういったオンラインでのその活用が随分と進んでまいりました。各家庭に昨年夏前だったと思うんですが、通信環境等を調査したときに、やはり何割かはそういった環境がないというところがございます。

その環境をどうするのかというところで、いろいろ検討させていただきました。町のほうでルーターを購入して貸与ということも検討しましたが、通信料の問題がどうしても発生してきます。そういったところで、そこまで踏み切れていないという状況であります。

当面は、オフラインの状態ですぐ使える使い方、これはもし家庭に持ち帰りをした場合の話ですが、そういった使い方ですぐ使っていただこうと思っています。

それから、家庭の通信環境に関しては、これからのGIGAスクール構想が始まります。それから、この端末に各児童生徒のアカウントもプラスして配付させていただきます。それから、持ち帰りということが前提であります。

そういったことで、今後家庭の通信環境ということも必要になってくるであろうと、そういった保護者の説明会などもPTA総会であったりだとか、参観日であったりだとか、そういったところでさせていただきながら、保護者さんの意見も聞きながら、また検討していかなければならないかなというふうに思っております。

今すぐの時点での結論というのは、まだちょっと至っていないというのが現状でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） また検討という言葉が出たんですけど、やはり子どもたちを一斉にタブレット端末を持って帰った場合、使える子と使えない子は必ず会話の中で出てきますので、やはり一斉にスタートするのであれば、子どもたちには平等に、平等な条件になるように、検討ということがもう2回出ましたが、ぜひ平等に一斉にスタートできるようによろしくお願いします。

そうでないと、必ず使える子、使えない子というのが会話の中に出てきますので、それがまた人間関係も悪くなることもありますので、その辺はよろしく配慮をお願いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 今次長が申し上げましたように、とりあえず家庭に持ち帰る場合はオフラインでということで、それは平等に使うように配慮しているつもりでございます。

当然、学校の中ではその通信環境が整っていますので、オンラインで利用することが可能ですので、そういったところでオンラインの使い方をしてもらえればいいと思いますし、ある程度やっぱり今議員が言われたように、家庭での環境については、考えていかななくてははいけませんし、やはり負担が伴いますので、すぐどうこうということにはなかなかならないのが実態です。

考え方自体も、保護者によって多分すごい差があると思いますので、その辺の理解もしていただかなければなりませんので、少し時間がかかるというふうには思っています。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 消防団のホースの件なんですけど、この間の火事の件で、ホースが10メートルぐらい噴いていたんですいね、ぼんぼん。それがたしか本部の車じゃったと思うんですいね。そこ辺の点検が十分なされていないと思いますので、それはきちっとしてもらわんと、ホースが途中で噴いているのに、その辺がずっと噴いていました。その辺で使えんかったちゅうことがあるので、そこはきちっとしてもらいたいということと、もう一個、蔵木中学校の屋根というのが、屋根の修理の設計委託料が入っているんですけど、それが百何万円とあるのは、

これは蔵中の部分的な分じゃなくて、全部を指して設計してもらうのか、そこら辺も含めてお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、最初に消防のホースの件でございます。去年のそうした火災発生のときの現場、私もおりましたけれども、そうしたものを見ておるところでございます。

それで、実際にその後消防団のほうでもこうした話題というか、そうした議題も出させていただきまして、今はっきりとこういう方法でということには行き着いておりませんけれども、そのホースの管理というものについては団と、それからまた分遣所さんと一緒によりよい状態で保管できるように、そして使用できるように、そのような方法を今検討しているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 旧蔵木中学校施設の体育館の屋根の修繕についてです。予算書の99ページです。005のスクールバス運行事業のすぐ上の改修工事費、これが体育館の屋根全体の改修工事費です。その3つ上の設計委託料、これがこの改修工事に係る設計委託料ということで、屋根の全域を補修する計画としております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 旧蔵木中学校の屋根で、全域ということでもいいんです、安心しましたが、これは小学校が改修工事に入るので、使用するので行うのか、それとも、蔵木中はもう廃止になりましたけど、でもやるという、どっちなんですかいね。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） たまたま時期として重なりましたが、あの施設の跡を活用ということを考えて、補修するものであります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 昨日、七日市の方から火事の話になりまして、水が出なかったとか、新しい消防水利ができておるのかとか、いろいろと聞かれたんですが、今議会中なので明日議会でお伺いしますということを行ったんですが、新しい水利とか、ああいう点検できておるんですかね、水が出ないとか。

○議長（安永 友行君） 議案じゃないじゃろ、河村議員、議案にないものは質疑じゃないんじやが。総務課長がサービスで答えると。（笑声）野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 消防水利の件でございます。これらの点検につきましては、分遣所を中心にして、これは定期的に行っておる、これはこれまでもずっとそういう状況でありました。確かに七日市の火事の当時、水がすぐに使えないというか、そうした状況があったということは

分遣所、それから消防団、私どもも含めてそれは最大の反省点というか、こういったことが今後ないようにというふうなことで、それ以降そうした気持ちも含めてですけれども、心構えをしているということでもあります。

それから、新たな消防水利というようなことですけれども、現時点において消火栓、あるいは防火水槽とかいった、そうしたものを新設する予定自体はございませんが、来年度の当初予算におきましては、今ある消火栓、それから防火水槽、これの修繕を予算計上させていただいているというところがあります。

それから、最後1つ付け加えたいと思いますけれども、これは一般質問で町長も答弁されたところですが、消防水利のありようというところで、見直しというか、再点検ということをやったというふうなところで、見直しというふうなことを答弁されたというふうに思います。

それを受けてということでもありますし、既にこのこと自体は、指示は町長から頂いておりますので、消防団の皆さんにはこうしたことを来年度消防団の皆さんの協力も得ながら、見直しをしていきたいというような、こういった形で今進めている状況でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 議案書の100ページ、参考資料の139ページなんですが、サクラマスプロジェクト事業の中で、子どもと先生夢ゆめ交付金、これは継続ということになっておるんで、今までもやっておられると思うんですが、恐らく前回説明を聞いたかと思うんですけど、ちょっと内容をもう一度、例えば文科系かスポーツ、あるいは先生と生徒が考えて夢を持つようなことをするのか、ちょっともう一遍確認のために内容と今までやったのと、今度やるのと違うのかどうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 子どもと先生夢ゆめ交付金ということで、この事業は町の単独で予算をつけていただいておりますけれども、要は学校のほうから児童生徒、それから先生といろんな企画をしてもらって、学校の中でこういうことがやってみたいというようなものを企画書を上げていただいて、それを教育委員会の事務局と教育委員会でその内容を精査させていただいて、採択できるものに補助金を出すというものでございまして、内容的にはある程度広範囲で、文化であろうが、スポーツであろうが、いろんなところでやっていただくということで、蔵木小学校で今太鼓とかやっておりますけれども、そういったこともこの交付金が入っていますし、二、三年前でしたか、柿木で黒板ジャックという美術大学の学生さんに来ていただいて、朝子どもが登校したら、黒板全体にチョークで絵が書いてあるという、テレビとかでやっていたと思います。ああいう企画をやったりとかやっております。

それで、先般町長も少し言いましたけども、今回澄川喜一先生の文化勲章の関係で、そういっ

た文化的なものに対してもこの事業の対象にして、補助金を出そうということをしていまして、既に今年度も1件澄川先生の彫刻の関連で、岩国市のほうへ小学校5・6年生がいくという授業の企画書が出されました。これも採択させていただきました。

今、来年度の予定で3件ぐらい小中学校のほうから企画書が出るだろうというふうに、学校のほうでいろいろ考えているところです。

それだけに限らず、そういったところでいろんな事業に対して助成をするというものでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 大変夢があるというような事業ですが、年をとると年配、年寄りばかりの話をするんじゃないけど、子どもたちと何か交流を持ちたいというのがあるんですよ。それで、できればこれは先生と生徒の自由な企画であると思うんですけど、できれば大人も何か加わったような夢のあるものを先生方に考えてもらったらと思っておりますので、よろしく指導じゃなしに、要望してみただけませんかでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） サクラマスプロジェクトの事業で、いろいろ地域で取り組みをしてもらっていますので、そういったところで高齢者の方に限らず、やっぱり大人が子どもと関わるというところは、いろんなところでやっておられますし、公民館活動もその一つだろうと思いますし、当然今の夢ゆめ企画でそういうこともやっていただけるといいと思いますけど、できれば大人のほうから学校のほうへ提案していただくと。教育委員会が押しつけるんじゃないくて、そういうところも一つの狙いなので、そういうふうなこともしていただければと、逆にお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 教育費の中で、まちづくり計画の基本目標は人と歴史を大切に暮らせるまちづくりというのがあります。前も言ったと思いますが、やはり文化財の保護や保全、または町史、町の歴史の資料の整理やら保存、こういうことを教育委員会としても進めていく必要があると思いますけど、今教育委員会の中でどの程度そのことに対して計画をされているかというのを、お聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 文化的なものであったり、その歴史を大切にということであろうかと思いますがけれども、御承知のように六日市町史とか柿木村史、これがあるわけでございます。今文化財審議委員さんからもいろいろと注文をつけていただいておりますけども、今議員が御指摘のように、実態としてその歴史の関係に関して、具体的なものが動きがないのが実態でござい

まして、これは本当に反省するべきところだろうというふうに私も思っております。

ちょっとどこからどういうふうに手をつけていいのかわかりませんが、いろんな文化財があつたりとか、歴史の資料があつたりとかやっばりする中で、どこから整理をつけていかなければならないというふうに思っておりますので、今後の大きな課題であるというふうに思っております。

お答えにならずに申し訳ないんですけども、今実態としてそういう実態だということところで御理解頂ければと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、消防費及び教育費についての質疑については、今日のところはこれで次に移ります。

なお、次は公債費及び予備費ですが、1 ページの範囲ですし、歳入の町債との絡みもないとは言えませんので、公債費及び予備費、また10 ページから29 ページの歳入のほうの質疑に移ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。それでは、本日のところは日程第2、議案第31号令和3年度吉賀町一般会計予算の質疑を保留しておきまして、本日の日程はこれで終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後3時52分散会
